

第 40 期業務及び財産状況説明書

〔 2023 年 7 月 1 日から
2024 年 6 月 30 日まで 〕

公衆縦覧開始日 2024 年 9 月 6 日

有限責任 あずさ監査法人

目 次

I. 業務の概況	3
1. 監査法人の目的及び沿革	3
(1) 当監査法人の目的	3
(2) 当監査法人の沿革	3
2. 無限責任監査法人又は有限責任監査法人のいずれであるかの別	3
3. 業務の内容	3
(1) 業務概要	3
(2) 新たに開始した業務その他の重要な事項	4
(3) 監査証明業務の状況	4
(4) 非監査証明業務の状況	5
4. 業務管理体制の整備及び業務の運営の状況	5
(1) 業務の執行の適正を確保するための措置	5
(2) 上場会社等の財務書類に係る監査証明業務を公正かつ的確に遂行するために必要な業務の品質の管理を行う専任の部門の設置又は主として従事する公認会計士（以下「専担者」という。）の選任状況	6
(3) 業務の品質の管理の状況等の評価	6
(4) 公認会計士である社員以外の者が公認会計士である社員の監査証明業務の執行に不当な影響を及ぼすことを排除するための措置	16
(5) 直近において日本公認会計士協会の調査（公認会計士法第46条の9の2第1項（品質管理レビュー））を受けた年月	16
(6) 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置について監査法人を代表して責任を有する社員一名による当該措置が適正であることの確認	16
5. 公認会計士（大会社等の財務書類について監査証明業務を行ったもの又は登録上場会社等監査人であるものに限る。）又は他の監査法人との業務上の提携（法第24条の4又は第34条の34の13に規定する業務を公認会計士と共同して行うことを含む。）に関する事項	17
6. 外国監査事務所等(外国の法令に準拠し、外国において、他人の求めに応じ報酬を得て、財務書類の監査又は証明をすることを業とする者)との業務上の提携に関する事項	17
(1) 当該業務上の提携を行う外国監査事務所等の商号又は名称	17
(2) 当該業務上の提携を開始した年月	17
(3) 当該業務上の提携の内容及びネットワークの取決めの概要	17

II. 社員の概況	18
1. 社員の数	18
2. 重要な事項に関する意思決定を行う合議体の構成	18
III. 事務所の概況	19
IV. 監査法人の組織の概要	21
V. 財産の概況	22
1. 売上高の総額	22
2. 直近の二会計年度の計算書類	22
3. 2. に掲げる計算書類に係る監査報告書	22
4. 供託金等の額	22
5. 供託金の全部又は一部を代替している有限責任監査法人責任保険契約の内容	22
VI. 被監査会社等（大会社等に限る。）の名称	23
【別添】	
直近の二会計年度の計算書類	31
・ 計算書類に係る監査報告書（2023年6月期）	41
・ 計算書類に係る監査報告書（2024年6月期）	43

I. 業務の概況

1. 監査法人の目的及び沿革

(1) 当監査法人の目的

当監査法人は、次の各号の業務を行うことを目的としています。

- ① 財務書類の監査又は証明の業務
- ② 財務書類の調製又は財務に関する調査、立案もしくは相談の業務
- ③ 会計士補及び公認会計士試験に合格した者に対する実務補習

(2) 当監査法人の沿革

当監査法人の沿革は、次のとおりです。

- | | |
|------------|---|
| 1985年7月1日 | 監査法人朝日新和会計社設立 |
| 1993年10月1日 | 井上斎藤英和監査法人(1978年4月5日設立)と合併し、名称を朝日監査法人とする。 |
| 2004年1月1日 | あずさ監査法人(2003年2月26日設立)と合併し、名称をあずさ監査法人とする。 |
| 2010年7月1日 | 有限責任監査法人へ移行し、名称を有限責任 あずさ監査法人とする。 |

2. 無限責任監査法人又は有限責任監査法人のいずれであるかの別

当監査法人は、公認会計士法第1条の3第4項に定める有限責任監査法人です。

3. 業務の内容

(1) 業務概要

有限責任 あずさ監査法人は、全国主要都市に約7,000名の人員を擁し、監査証明業務をはじめ、財務会計アドバイザー、内部統制アドバイザー、ESGアドバイザー、規制対応アドバイザー、IT関連アドバイザー、デジタル・データ関連アドバイザー、スタートアップ関連アドバイザーなどの非監査証明業務を提供しています。

金融、テレコム・メディア、テクノロジー、パブリック、消費財・小売、ライフサイエンス、自動車等、産業・業種(セクター)ごとに組織された監査事業部による業界特有のニーズに対応した専門性の高いサービスを提供する体制を有するとともに、4大国際会計事務所のひとつであるKPMGインターナショナルのメンバーファームとして、143の国と地域に広がるネットワークを通じ、グローバルな視点からクライアントを支援しています。

当期の監査証明業務に係る被監査会社数は3,370社(前期末比53社減少)、監査証明業務収入は93,308百万円(前期比5,776百万円増加)となりました。また、非監査証明業務収入は28,058百万円(前期比3,856百万円増加)となりました。

この結果、監査証明業務収入と非監査証明業務収入を合わせた当期の業務収入総額は121,367百万円(前期比9,632百万円増加)となりました。

(2) 新たに開始した業務その他の重要な事項

① 経営評議会の新設

法人経営に対する監視監督体制をさらに強化するため、既存の経営監視委員会と公益監視委員会に加え、法人経営上の重要な意思決定に関与すること等を通じて経営を監督する「経営評議会」を2023年7月1日付で新設しました。ISQM1の要求を充たし、かつKPMGグローバルネットワークとして要求される品質管理システムの一貫性を確保する機関を新設することにより、より一層透明性の高い意思決定プロセスを構築しています。

② 上場会社等監査人名簿への登録

当監査法人は、2024年1月30日付で、日本公認会計士協会により、公認会計士法第34条の34の2に定める上場会社等監査人名簿に登録されました。

上場会社等監査人登録制度は、上場会社等の財務書類に係る監査証明業務を適正に実施するために2022年5月の公認会計士法改正に伴い法定化されたものです。

登録上場会社等監査人は、業務の品質管理システムの状況等を適切に評価し、その評価結果を公表する体制を整備すること、監査法人のガバナンス・コードに沿って業務を実施する体制及びコードの適用状況を公表する体制を整備すること等が求められており、ステークホルダーに対して充実した情報開示を行っていくことが期待されています。

③ PCAOB 統轄部及び IPO 統轄部の新設

当監査法人は、米国における公開会社を監査する会計事務所の監督機関であるPCAOB(米国公開会社会計監督委員会)に登録されており、定期的に検査を受けています。米国公開会社の監査に求められる高度な監査品質を組織的に担保するため、2024年1月にPCAOB統轄部を新設しました。

また、IPO前後の企業に特有のリスクに組織的に対応するため、2024年1月にIPO統轄部を新設しました。

(3) 監査証明業務の状況

※2024年6月30日現在

(会計年度末日)

種 別	被監査会社等の数	
	総数	内大会社等の数
① 金商法・会社法監査	680 社	660 社
② 金商法監査	27 社	12 社
③ 会社法監査	1,374 社	265 社
④ 学校法人監査	38 社	—
⑤ 労働組合監査	11 社	—
⑥ その他の法定監査	589 社	66 社
⑦ その他の任意監査	651 社	2 社
計	3,370 社	1,005 社

(注)()は大会社等数で内数である。

(4) 非監査証明業務の状況

区分	対象会社等数	対前年度増減
大会社等	676 社	26 社
その他の会社等	1,209 社	23 社

4. 業務管理体制の整備及び業務の運営の状況

(1) 業務の執行の適正を確保するための措置

当監査法人は、公認会計士法第 34 条の 13 第 1 項及び公認会計士法施行規則第 25 条第 1 項の規定に則り、法人の業務執行の適正を確保するための体制を以下のとおり、整備しています。

① 経営の基本方針

当監査法人は、「監査及び会計サービスを通じ、情報の信頼性を確立するとともに、良き変革を促し、公正な社会の実現と、経済の健全な発展に貢献する。」ことを基本理念として定めています。また、KPMG インターナショナルのメンバーファームの一員として、自らの存在意義(Purpose)に「社会に信頼を、変革に力を(Inspire Confidence. Empower Change.)」という理念を掲げるとともに、すべての構成員が共有すべき価値(Values)を行動指針として示しています。これらの Purpose と Values に基づく私たちが目指す姿(Vision)を、「常に選ばれる存在であること(The Clear Choice)」と定め、それを達成するための戦略(Strategy)を策定しています。

② 経営管理に関する措置

当監査法人は、「社員会」を最高決議機関とし、「経営評議会」が法人経営上の重要な意思決定に関与すること等を通じて経営を監督し、「専務理事会」が経営に関する意思決定を行っています。また、監督・評価機関として、「経営監視委員会」が法人経営の監視と監査品質向上のための取組の実効性の評価を行い、さらに独立性を有する外部委員及び内部委員により構成される「公益監視委員会」が、公益性の観点から法人経営の監視を行うことでガバナンスを強化しています。

また、その下部組織として、監査・アドバイザーなどのプロフェッショナル業務を担う事業部と、それらの事業部を管理・サポートする本部組織を設けています。

なお、経営/執行を担う理事長、専務理事及び執行理事、並びに監督・評価の役割を担う経営監視委員は、社員による選挙を経て選任されます。

これらのガバナンス体制及び業務執行体制の適正を確保するため、「社員会規程」、「経営評議会規程」、「理事長、専務理事及び執行理事規程」、「経営監視委員会規程」、「公益監視委員会規程」、「法人役職者選挙細則」等の規程を設けています。

③ 法令遵守に関する措置

社員・職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、基本理念及び倫理行動規範を制定しています。

各種規程の制定及び周知を通じて、社員・職員が法令等を遵守することを確保するための体制を整備しています。

コンプライアンス意識の高揚及びその実現並びに倫理行動規範の遵守徹底について実効性を上げるため、外部委員も含めた、コンプライアンス委員会を設置しています。

社員・職員による当監査法人内外の法令、関係規則、諸規程等に違反する、又はそのおそれのある

行為に関する内部通報制度(コンプライアンス・ホットライン)を整備し、コンプライアンス活動の実効性を高めています。また、法令等の違反行為又は違反するおそれのある行為(不正・粉飾、公認会計士の独立性、インサイダー取引等)に関する情報を、法人内外から広く収集するために通報窓口を設置しています。

なお、毎年9月7日を「コンプライアンスを考える日」と定め、監査法人及び公認会計士として社会の信頼に応えるために高い倫理観を保持することの重要性を全構成員が再認識する機会を設け、倫理行動規範の遵守に努めています。

(2) 上場会社等の財務書類に係る監査証明業務を公正かつ的確に遂行するために必要な業務の品質の管理を行う専任の部門の設置又は主として従事する公認会計士(以下「専担者」という。)の選任状況

① 専任の部門の設置又は専担者の選任の状況

当監査法人は、組織上、監査統轄事業部から独立した品質管理部署を設置しています。

② 専任の部門又は専担者と、上場会社等の財務書類に係る監査証明業務を行うための部門等との間における独立性の確保の状況

品質管理に関する各部署と監査統轄事業部の兼務者が存在しますが、重要な判断を行う場合には、以下のように独立性を確保する措置を講じています。

- ・専門的な見解の問合せについて、問合せ対象年度又は直近の一定会計期間における業務執行社員等である場合、回答者・承認者を担当できないこととしています。

- ・上級審査について、問合せ対象年度又は直近の一定会計期間における業務執行社員等である場合、上級審査員を担当できないこととしています。

(3) 業務の品質の管理の状況等の評価

① 基準日(会計年度中の一定の日)

2023年9月30日

② 業務の品質の管理の目的

当監査法人は、KPMG ネットワークのメンバーファームとして、社会に信頼をもたらす、変革に力を与えることを存在意義としています。特に、会計監査に関する業務については、業務の提供を通じて情報の信頼性を確立するとともに、良き変革を促すことで、公正な社会の実現と経済の健全な発展に貢献することを使命としています。

当監査法人は、業務の品質管理に当たって、こうした使命を果たすことを目的としています。

③ 基準日における業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置

(当監査法人の品質の管理の方針)

当監査法人は、当監査法人の保証業務等が、職業的専門家としての基準及び適用される法令等(注)に準拠して適切に実施され、状況に応じた適切な報告書が発行されることについて合理的な保証が提供されるように、品質管理システムを整備・運用しています。

(注)具体的には、公認会計士法、会社法、金融商品取引法などの関係法令、企業会計審議会が公表する監査基準、監査に関する品質管理基準及び監査における不正リスク対応基準(法令により適用が認められる場合に限る)、日本公認会計士協会(JICPA)が公表する会則、倫理規則、独立性に関

する指針、その他の倫理に関する規定、監査基準に関する報告書、及び当監査法人がメンバーファームとなっている KPMG インターナショナルの方針及び手続等を指す。

(当監査法人の品質の管理の実施体制)

当監査法人では、品質管理システムに関する最高責任者を理事長とするほか、品質管理システムの整備及び運用に関する責任を有する者を専務理事(品質管理統轄)としています。また、独立性に係る要求事項の遵守に関する責任者として独立性担当パートナーを選任しているほか、モニタリング及び改善プロセスに関する責任者として専務理事(リスクマネジメント統轄)のもと、リスクマネジメント本部長を選任しています。

さらに、業務の実施及び品質管理に関する者がそれぞれの役割を適切に果たすことができるよう、「4 つのディフェンスライン」がそれぞれどのような役割と責任を有するかを明らかにするとともに、それを可能にするための実施体制を構築しています。

当監査法人が「4 つのディフェンスライン」と呼んでいる組織的な品質管理体制は、「経営責任者等(理事長及び専務理事)」、「品質管理の各部署」、「監査統轄事業部」及び「監査チーム」の 4 つの階層が、それぞれ監査品質に対する自らの責務を果たし、漏れのない組織的な管理体制を築くことで、監査品質に万全を期すものです。また、4 つのディフェンスラインを通して、経営責任者等の経営方針を各監査チームまで浸透させ、あるいは各監査現場からの情報が経営責任者等に伝達・共有されます。

ア.業務に関する職業倫理の遵守及び独立性の保持

(コンプライアンス体制)

法人内のコンプライアンス意識を高め、倫理行動規範の遵守を徹底するための、コンプライアンスの体制を整備・運用しています。具体的には、コンプライアンス委員会を設置し、倫理行動規範の改定、倫理・コンプライアンス研修の実施、メールマガジン発行による啓発活動等に取り組んでいます。また、コンプライアンス委員会では、法令や倫理などに対する意識を向上・浸透させ、未然に法令違反や不祥事等を防止できる体制を構築するとともに、法人レベルのコンプライアンス対応のモニタリングを行っています。

(独立性及び倫理)

当監査法人では、「KPMG の独立性に関する方針」、「公認会計士法その他の関連法令」、「日本公認会計士協会の倫理規則」等を反映した独立性の保持に関する倫理規則等により、法人の独立性、個人レベルでの独立性、退職後の関係、パートナー及び補助者のローテーション、監査証明業務・非監査証明業務の提供可否に関する承認等について方針及び手続を定め、全てのパートナー及び専門職員に対して独立性に関する研修の受講や宣誓を義務付け、その周知、徹底を図ること、個人の経済的独立性に関する調査を行い、独立性の遵守状況に関する監視等を行っています。

また、監査関与先に対する法人の独立性は、全世界の KPMG が提供する全ての業務で担保される必要があります。このため KPMG では、監査証明業務・非監査証明業務を問わず全ての業務の契

約に当たって、監査責任者であるエンゲージメントパートナーが、独立性に関する職業倫理の規定に照らして業務提供の可否を確認しています。

(独立性に関する確認システム(法人レベル))

全世界の KPMG グローバルが提供するサービスに関して関与先に関する独立性を担保するために、KPMG では、監査証明業務・非監査証明業務を問わず全ての業務開始に当たってKPMG の独立性確認システム(センチネル)への登録が義務付けられており、センチネルを利用して監査エンゲージメントパートナーは独立性に関する職業倫理の規程に照らした業務提供の可否を網羅的に判断しています。すなわち、センチネルでは、監査対象会社及び企業グループに対する世界中の全ての提供予定業務が登録されており、管理責任を有する監査エンゲージメントパートナーによる独立性の確認及びリスクマネジメント部による利益相反についての確認が行われ、監査法人として、独立性違反や利益相反が生じる業務の契約受嘱を回避しています。

(パートナー及び補助者のローテーション)

当監査法人のパートナーは、公認会計士法等の法令や JICPA の倫理規則等の諸規則及び当監査法人(KPMGインターナショナルの方針を含む)の方針において定められる、監査証明業務に関与するパートナーの最長関与期間に係る制限を受けます。この規制は、パートナーの監査関与先に関する関与年数(社会的影響度が特に高い会社については業務執行社員就任前の期間を含む)に制約を設けています。

当該パートナーは、関与を終了した後のクーリングオフ期間中において、従前の監査関与先について引き続き監査に携わること、審査員に就任すること、専門的な見解の問合せ等に係わること、監査の結果に影響を及ぼすこと、監査関与先での専門業務の指揮及び調整、法人と監査関与先との関係の監視又は監査関与先の経営陣・監査役等との重要又は頻繁な交流は禁じられています。

また、社会的な影響度が特に高い会社の監査において長期の連続関与から生じる馴れ合い等により独立性が損なわれることがないように、パートナー、監査補助者、チーム全体の独立性に関する追加ルールを設定しています。

(インサイダー取引の防止)

当監査法人では、インサイダー取引を防止する目的で、インサイダー取引監視委員会を設置するほか、パートナー及び職員に対して、研修の受講、法令等への遵守に関する誓約書の提出の義務付け、監査関与先への投資の禁止・制限、保有有価証券等のオンラインツールへの登録の義務付け等を行うことで、インサイダー取引の発生を防止しています。

(情報セキュリティ体制)

監査関与先の機密情報を扱う監査法人にとって重要な課題である情報セキュリティを保持するため、当監査法人では、情報セキュリティの幅広い領域について明確な方針を定めています。

倫理行動規範に関する研修の受講及び年次での宣誓書等の確認プロセスを通じて、全職員に対して監査関与先の機密情報を厳正に管理することの重要性を伝達しています。また、監査調書その他の業務に関連する記録の取扱いは、関連する倫理規程、その他の規制機関の基準、法令等に従って、調書保存期間・方法等に関する方針を定めています。

データ・プライバシーに関する方針は、個人情報の取扱いを管理するために我が国の個人情報保護法をはじめとする適用法令等に準拠して定められ、パートナー及び全職員の研修受講が要求されています。

PCを含む全てのシステムは、KPMG の Global Security Operation Center (GSOC) のセキュリティスペシャリストにより、リアルタイムにセキュリティ監視が行われており、インシデント発生時には当監査法人と連携して対応しています。

イ.業務に係る契約の締結及び更新

監査契約の新規締結及び更新時には、契約締結前に独立性を遵守していることを確認するとともに、受嘱予定の企業について、経営者の姿勢(マネジメント・インテグリティ)、ガバナンスの状況、役員等が反社会的勢力等でないことの各種情報による確認を含む背景調査、会計上・監査上の論点についてリスク評価を行い、その結果に応じて法人内での適切な承認を得ることとしています。また、全ての監査関与先に対して最低 1 年に 1 度の頻度でリスク評価の見直しを実施し、マネジメントや株主の交代、重大な事件の発生等、監査関与先のリスク要因に変化の兆候がある場合には、速やかに再評価を行うこととしています。

リスク評価に係る情報はデータベースで一元管理しており、パートナーが交代した場合でも、不正リスクを含む監査上の重要な事項は次の担当パートナーに適切に伝達されます。

ウ.業務を担当する社員その他の者の選任

監査チーム編成の管理単位である事務所・監査統轄事業部等の責任者は、各業務に必要な知識、スキル、監査関与先の属する業種の経験等を考慮の上、パートナー(監査責任者)及び専門職員を指定して、監査チームを編成します。一定の条件に該当する社会的影響度の大きな監査関与先については、法人として適切なチーム編成となるように、パートナーの指定を専務理事会の承認事項としています。指定されたパートナーは、担当する監査チームが、適用される法令等や各基準に準拠して監査証明業務を適切に実施し得る知識、能力及び適性を有していることを確認します。

エ.人材、情報通信技術その他の業務の運営に関する資源の取得又は開発、維持及び配分

当監査法人は品質管理システムの整備及び運用を可能にするために、業務運営に関する適切な人的資源、テクノロジー資源及び知的資源の取得、開発、利用、維持、配分、割当てに適時に対処するための品質目標を設定するとともに、これに関する品質リスクに対処しています。

(ア) 社員の報酬の決定に関する事項

当監査法人の社員の報酬は、毎年「パートナー業務評価規程」に基づく業績評価及び能力査定の結果等を勘案し、パートナー報酬規程に従い決定します。

報酬は、役職、役割、スキル等に基づき決定された「所属バンド制」により運営され、年次考課に基づき算定されたポイントを各バンドのポイント幅の範囲内において付与し、ポイントにポイント単価を乗じて報酬額が確定します。なお、品質・コンプライアンス項目や外部検査等の結果が「不備あり」に該当する場合は、年次考課時において慎重に検討の上、評価・報酬への反映を行っています。

理事長、専務理事並びに会長及び上級審査会会長(役職経験者含む)の報酬については、経営監視委員会の小委員会である報酬諮問委員会が、報酬決定プロセスを審査します。

なお、独立性に関する方針に従い、社員の業績評価には自らの監査関与先に対する非監査証明業務の提供による業務開発実績は反映されません。

(イ) 社員及び使用人その他の従業者の研修に関する事項

人材育成理念に沿って監査現場におけるオン・ザ・ジョブ・トレーニング(OJT)の組織的な取組、専門知識やヒューマンスキルを習得するためのより実務的・実践的な研修の実施(Off-JT)、さらには幅広い業務機会の提供(Opportunity)の「3つのO」により、個々人をプロフェッショナルとして成長させるための人材育成に取り組んでいます。このうち、研修に関しては、育成計画に沿った職業倫理をはじめとするコンプライアンス研修や専門知識と実務に沿ったテクニカルスキル研修、グローバルスキル研修、デジタル研修、リーダーシップなどのヒューマンスキル研修といった、職位や担当業務に合わせた研修プログラムを展開するとともに、外部有識者を招聘した研修や、職種・クラスに応じた国内外の外部主催研修への参加も積極的に実施しています。

(ウ) その他

(専門職員の採用、評価)

専門職員の採用は、法人としての経営方針及び人員計画に基づいて実施しています。選考プロセスは、応募要件審査、書類審査、能力・スキルに関する数回のインタビュー、能力・職務適性検査(必要と判断される場合に実施)から成ります。パートナーが直接インタビューを行い、応募者が当監査法人の経営方針に従って適切に業務を遂行できるかどうかの見極めに努めています。

また、当監査法人では、業務の成果を適切に評価して本人にフィードバックすることで、さらなる成長を促し、品質向上につながると考えています。評価に当たっては、品質向上のための取組やパフォーマンスに特に重点を置いています。パートナー(監査責任者)の評価に当たっても、品質及び品質管理の評価項目が最も重要視されています。

(情報通信技術の開発)

当監査法人では、監査メソッドロジー(KPMG Audit Execution Guide)が組み込まれ、監査手順およびその結果を一元的に管理するデジタル監査プラットフォーム(KPMG Clara workflow)を全面展開

しています。

また、高品質な監査を実現するためには、加速する社会・企業のDX(Digital Transformation)に対応することも重要な課題です。監査関与先のDXの進展と歩調を合わせながら監査の変革を推進し、生成AIなどの先端テクノロジーの導入も含め、AIテクノロジーやデータを活用した高度なデータ分析や会計不正リスクを評価するツールの開発・展開により監査のDXを推進することで、プロフェッショナルがより高度な判断を要する業務に集中できる監査体制を構築しています。

なお、監査変革の基盤を整えるためには十分な投資が必要と考え、デジタル関連投資を継続して行っています。

オ.業務の実施及びその審査

(ア)専門的な見解の問合せ

監査チームによる判断が難しい事項や、法人としての見解がまだ定まっていない事項をサポートするため、個別案件に対する専門的な見解の問合せ対応窓口を設置しています。問合せの結果必要と判断された場合や特定の案件が存在する場合には、監査チームは速やかに上級審査を受審することになります。また、不正による重要な虚偽表示を示唆する状況を識別した場合、又は不正による重要な虚偽表示の疑義があると判断した場合には、必ず問合せ対応窓口を通して本部へ報告することが定められています。

なお、監査チームからの問合せを類型化し、FAQとしてイントラサイト上で公開するとともに、AI技術を活用して法人内の知見を蓄積・共有する会計・監査Q&Aシステム(KOMEI)を導入することで、専門的な見解の問合せへの対応においては、より重要性の高い案件に絞って検討することが可能となっています。

さらに、監査の過程において、ITの複雑なプロセスや税務、金融、年金、事業評価等の専門知識を必要とする取引、不正の発生等が認識された場合には、そのリスク評価に応じて、当監査法人内又はKPMGメンバーファームの特定のチームメンバー又は会計及び監査以外の専門知識を有する専門家を関与させます。

(イ)監査上の判断の相違の解決

当監査法人では、監査上の判断の相違を解決するために必要な方針及び手続を定めており、以下の判断の相違については、上級審査を受審することとしています。

- ・監査チームメンバー間の判断の相違
- ・監査責任者と審査員との間の判断の相違
- ・監査チームと専門家との間の判断の相違

(ウ)監査証明業務に係る審査

当監査法人では、全ての監査証明業務の監査報告書の発行に当たって、監査チームから独立した立場にあり、審査実施に必要な経験と能力を有する審査員による審査の受審が義務付けられて

います。

上場会社等の監査では、監査計画の作成から監査意見の形成に至るまで、監査の各段階においてタイムリーに審査を受審しています。また、監査責任者の判断と審査員の判断が異なるなど、重要な監査上の判断が必要な場合には、上級審査を受審することとしています。上級審査会は、監査チームから独立した立場において、監査に関して結論に強制力のある最終的な判断を行います。

(エ) 監査ファイルの電子化その他の監査調書の不適切な変更を防止するために行っている監査調書の管理及び保存に関する体制の整備状況

当監査法人の監査業務においては、電子監査調書である KPMG Clara workflow を利用していません。

限定的に作成される紙面の監査調書や監査関与先から入手した資料等については、執務エリアへのセキュリティカードを用いた入室制限に加えて、調書保管庫への入室可能者の限定等による物理的なセキュリティ対策を実施しています。最終的な整理完了後は監査チームが紙面の監査調書の原本にアクセスすることができず、速やかに外部倉庫で保管することとしています。整理後に紙面の監査調書にアクセスするためには、事前にリスクマネジメントパートナーの承認を得るとともに、第三者の立会のもと閲覧を実施する体制を整備しています。

電子監査調書についてアーカイブ済の調書の更新はできません。整理後に電子調書を修正又は追加する場合には、リスクマネジメントパートナーの承認を得るとともに、新たなドキュメントとして、修正前・修正後のアーカイブ済の調書を保存することとしています。また、監査調書の紛失防止等の観点から監査調書の完全電子化及び管理の更なる厳格化に取り組んでいます。

当監査法人の監査調書は、KPMG インターナショナルの方針及び適用される監査基準に従い作成及び整理され、監査関与先及び当監査法人の情報の機密性及び完全性を保護するためのセーフガードを導入しています。また、監査調書の整理期間の短縮化を進めています。

(オ) その他

(監査メソドロジー)

当監査法人は、KPMG Audit Execution Guide (KAEG) に従って監査を実施しています。KAEG は国際監査基準の要求事項を満たすものであり、監査品質を維持・向上するための追加的な要求事項も規定しています。

また、グローバルベースの KAEG に加え、我が国固有の基準や法令等に基づく要求事項や指針等を考慮しています。内部統制監査に対しては、KAEG をベースとした一体監査マニュアル (Combined Audit Manual) を整備しています。

KPMG は、監査基準への準拠や内部・外部の品質管理レビュー等の結果に対応するため、定期的にメソドロジー、ガイダンス及びツールを強化しています。また、予想外若しくは異常な情報が識別された場合や潜在的な不正の兆候が示唆された場合に職業的専門家としての懐疑心を持ち適切に対応することを重視しています。

(リスク情報の把握)

上場会社等、一定の条件に該当する監査関与先の監査チームは、年 2 回、リスク調査票を作成し、監査統轄事業部に提出します。監査統轄事業部は、リスク調査票のレビューと監査チーム及び協議審査員へのヒアリングにより、監査リスク情報を網羅的に把握します。これらのリスクの内容は本部に報告され、必要と認めた場合には、監査チームは上級審査を受審します。

(不正リスク・不正事案への対応)

監査計画の策定に当たっては、「監査における不正リスク対応基準」に従って、不正リスクを識別・評価し、リスクに応じた監査時間や専門家のリソースを確保します。

監査チームは、不正による重要な虚偽表示を示唆する状況や疑義があると判断した場合には、本部の専門的な見解の問合せ対応窓口に報告し、監査手続等について指示を受けます。当監査法人では、不正リスク対応の専門部署であるFraud Risk Management Group (FRG)を設置し、不正リスク評価時や不正事案等発生時には、監査チームとは独立した立場で専門的な観点から監査チームを支援します。

また、監査証明業務に関与する全てのパートナー及びマネジャーに、不正に関する研修受講を義務付け、具体的な不正事例及び監査上の留意点を解説するなど、リスク対応力の強化に努めています。

(パートナー(監査責任者)の適切な関与)

パートナー(監査責任者)は、監査関与先に対する十分な理解のもと、リーダーシップを発揮し、リスク評価、リスク対応手続及び監査のとりまとめの各段階で適切に関与するとともに、適宜、自らが手続を実施し責任を果たすものとしています。特に、監査上の判断を要する重要な領域、特別な検討を必要とするリスク等、監査証明業務における重要な事項の識別には、十分な関与が不可欠であり、これにより効果的かつ効率的な監査を実施しています。

(監査チームメンバーの執務時間の確保)

リスク評価やリスク対応手続等の本質的な業務に十分な時間を取れるよう、監査チームメンバーのアサインを調整しています。また、各種業務の自動化と業務集約を通じて、監査証明業務の効率化を進めています。その一方で、社内ネットワークへの接続制限など、過度な長時間労働を防止する仕組みも設けています。

(業務集中化による効率化・均質化の推進)

AX本部内に設置したあずさデリバリーセンターにおいて、証憑突合の作業補助、内部統制評価の作業補助、開示検討の作業補助、確認状の発送・回収等の業務を集中化することで、作業の効率化・均質化を図っています。また、当監査法人と国内大手 3 監査法人との共同出資により設立し

た会計監査確認センター合同会社において、確認状の発送・回収業務の集中化・効率化・電子化を図っています。

カ.業務に関する情報の収集及び伝達

(当法人内部のコミュニケーション)

品質管理の各部署から伝達される品質管理に関する最新情報を、各監査統轄事業部において、パートナー会議やマネジャー会議、監査統轄事業部内のメールアナウンス等を通して共有し、各監査チームへの浸透を図っています。

また、監査統轄事業部において、品質管理責任者が品質管理の適性を有する補助者を指名し、監査チームとの相談窓口にするとともに、監査チームを継続的にモニタリングしています。モニタリングの結果は、統轄事業部長や専務理事会に報告されるほか、改善すべき点があれば、監査チームにフィードバックされます。

(監査関与先とのコミュニケーション)

当監査法人では、監査の過程で生じた問題点を伝達するほか、監査役等の業務に資する情報を共有するため、監査基準報告書260「監査役等とのコミュニケーション」を踏まえ、監査役等との間で双方向のコミュニケーションを継続的に実施しています。

具体的には、監査計画説明、各四半期レビュー結果報告、監査結果報告など、監査又は四半期レビューの進捗に応じ、定期的に書面、面談等により報告又は説明を行っています。このほか、適時性が要請される項目があれば、随時コミュニケーションの機会を設けています。

また、上場会社等の監査報告書に記載が要求されている監査上の主要な検討事項(Key Audit Matters, KAM)をステークホルダーとの重要な対話ツールとしてとらえ、監査チームがKAMを通じて経営者・監査役等と対話を重ねることで、経営者・監査役等の監査上の重要論点や対応について理解が深まるだけでなく、KAMに決定した事項に対する監査品質の向上をもたらしています。

キ.前任及び後任の公認会計士又は監査法人との間の業務の引継ぎ

監査人の交代に際して、前任の監査人となる場合又は後任の監査人となる場合の双方について監査証明業務の引継ぎが適切に行われることを合理的に確保するために、必要に応じて品質管理の各部署が指示を行い、引継ぎに立ち会っています。

ク.アからキまでに掲げる事項についての責任者の選任並びにその役割及び責任の明確化

当監査法人では、理事長は選挙(候補者が1名の場合、信任投票)を通じて選任されています。理事長の選挙に当たっては、理事長が品質管理に関する事項を含め、予定している施策を明らかにし、パートナーによる信任を得る形が採られています。また、専務理事及び執行理事並びに上級審査会長は、主に選挙によって選任された理事長による推薦を踏まえ、予定している具体的な施策を明らかにし、パートナーによる信任を得る形が採られています。

その上で、各年度において、それぞれの職務に係る役割を明らかにし、当該役割を果たす上で必要と考えられる資質を明示し、各者がどのように資質を満たしているか、またその能力(時間を含む)があるかについて宣誓をすることが求められており、各者の責任が明らかにされています。

ケ.アからクまでに掲げる事項についての目標の設定、当該目標の達成を阻害する可能性のある事象(以下「リスク」という。)の識別及び評価並びに当該リスクに対処するための方針の策定及び実施

KPMGネットワークでは、ISQM1で定められている品質管理システムの総体的な目的を達成するため、各要求事項を踏まえて品質目標を設定し、それに対処するための品質リスクを識別しています。その上で、毎年、各品質リスクに対処するためのリスク評価プロセスを実施しており、プロセスリスクポイントを識別した上で、それぞれのリスクに見合った統制を整備・運用するためのプログラムを作成しています。

当監査法人では、KPMGによる方針を踏まえて品質目標の設定、品質リスクの識別・評価、統制の整備・運用を実施しています。また、当監査法人では、当監査法人固有の事情を踏まえ追加で識別すべきリスクがないかを評価するとともに、必要な統制を追加して、整備・運用しています。

品質リスクの識別及び評価に当たっては、設定した品質目標の達成を阻害し得る状況、事象、環境又は行動が、品質目標の達成を、どのように、どの程度、阻害かについて考慮しています。さらに品質リスクへの対処には、評価した品質リスクに対処する方針又は手続の策定だけでなく、当該方針及び手続が遵守されるための具体的なアクションが含まれています。

コ.アからクまでに掲げる事項についての実施状況の把握(以下「モニタリング」という。)及び当該モニタリングを踏まえた改善

当監査法人は、監査証明業務の実施状況について定期的な検証を実施しているほか、品質管理システムの整備及び運用状況に関する統制のテストを実施し、事務所レベルでの統制の整備・運用が適切にされているかどうかについて評価しています。また、モニタリング活動を実施する者が当該活動を効果的に行うための十分な時間を含む適性及び適切な能力並びに客観性を有するようにするための方針及び手続を定めています。

モニタリング活動の実施、外部の検証及び他の関連する情報源から品質管理システムの整備及び運用において一つ又は複数の不備が存在する可能性を示す情報が得られた場合、これを発見事項として集約するとともに、識別した発見事項を評価した上で、不備が存在するかどうか判断しています。

不備が識別された場合、当該不備に対応する適切な措置が講じられるよう、不備の重大性と広範性を評価し不備の根本原因を調査しています。また、不備の根本原因が品質管理システムに与える影響を評価した上で、根本原因の分析結果に応じて識別された不備に対処するための是正措置を立案し、実施しています。

(品質管理システムのモニタリングプロセス)

KPMG は、品質管理に関する方針及び手続の有効性を評価するため、全てのメンバーファームを対象とした統合的なモニタリングプロセスを整備・運用しています。当監査法人では、これに基づ

いて、業務レベルでQuality Performance Review (QPR)プログラムを運用しているほか、事務所レベルでKPMG Quality & Compliance Evaluation (KQCE)プログラムを運用しています。

QPRの対象となる監査証明業務は、監査証明業務に従事するパートナーが、少なくとも4年に1回は対象となるように選定されるほか、監査関与先の規模及び業種の特殊性、監査リスク要因、所管事務所等の定性的要素をもとに選定されています。その結果は、KPMGインターナショナルによるレビューを受け、最終的な評価が確定します。また、KPMGは、Global Quality & Compliance Review (GQ&CR) プログラムにおいて、メンバーファーム(当監査法人を含む。)が毎年実施する品質管理システムの評価や品質管理に関する定め の遵守状況の自己評価を、定期的に、KPMGインターナショナルの品質管理レビューチームがレビューしています。これによりグローバルベースでの実施手続や判断基準の均質化を図っています。これらのモニタリングプロセスにより発見された発見事項は、専務理事会等の会議体に報告され、必要な措置が講じられます。

④ 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施について監査法人を代表して責任を有する社員による評価の結果及びその理由

当監査法人は、2023年9月30日を基準日として品質管理システムの年次評価を実施した結果、品質管理システムは、当該システムの目的が達成されているという合理的な保証を当監査法人に提供していると評価しました。年次評価の実施に当たって識別された不備については、その重大性と広範性を評価しています。

また、評価に当たっては、その根本原因を調査するほか、識別された不備が個別に又は他の不備と組み合わせた場合に品質管理システムに生じられる影響について、評価基準日までに実施された是正措置を考慮しています。

(4) 公認会計士である社員以外の者が公認会計士である社員の監査証明業務の執行に不当な影響を及ぼすことを排除するための措置

当監査法人は、2010年7月1日より特定社員制度を採用しており、重要な事項に関する意思決定を行う合議体の構成員のうち、公認会計士である社員の割合を75%以上とするとともに、公認会計士である社員以外の者(特定社員)が理事長となることを禁止する規定を設けています。また、特定社員に関する権利義務を定め、補助者として行う場合を除き特定社員が監査証明業務に従事することを禁止しています。

(5) 直近において日本公認会計士協会の調査(公認会計士法第46条の9の2第1項(品質管理レビュー))を受けた年月

品質管理レビュー(通常レビュー) 2022年3月

(6) 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置について監査法人を代表して責任を有する社員一名による当該措置が適正であることの確認

当監査法人の理事長山田裕行は、当監査法人の第40期(自2023年7月1日至2024年6月30日)の業務の品質の方針の策定及びその実施に関する措置が適正であることを確認しました。

5. 公認会計士(大会社等の財務書類について監査証明業務を行ったもの又は登録上場会社等監査人であるものに限る。)又は他の監査法人との業務上の提携(法第 24 条の 4 又は第 34 条の 34 の 13 に規定する業務を公認会計士と共同して行うことを含む。)に関する事項

当監査法人は、公認会計士及び他の監査法人と業務提携を行っていません。

6. 外国監査事務所等(外国の法令に準拠し、外国において、他人の求めに応じ報酬を得て、財務書類の監査又は証明をすることを業とする者)との業務上の提携に関する事項

- (1) 当該業務上の提携を行う外国監査事務所等の商号又は名称

KPMG インターナショナル(KPMG International Limited)

- (2) 当該業務上の提携を開始した年月

2003 年 4 月 1 日

- (3) 当該業務上の提携の内容及びネットワークの取決めの概要

当監査法人は、次のとおり KPMG インターナショナル(KPMG International Limited)とメンバーシップ契約を締結しています。

- ・被監査会社の国際化・多国籍化に対応した国際的監査業務の推進
- ・当監査法人関与先等の海外向け財務諸表にKPMG名称を用いての監査証明
- ・KPMG インターナショナルの開発した各種教育・研修プログラムへの参加、各種情報システム及びツールの導入及び各種情報の提供を通じ、国際的水準の業務の遂行
- ・相互のクライアント紹介

KPMG は、監査、税務、アドバイザリーサービスを提供する、独立したプロフェッショナルファームによるグローバルな組織体です。世界 143 の国と地域のメンバーファームに約 270,000 名の人員を擁し、サービスを提供しています。

KPMG ネットワークに属する独立した個々のメンバーファームは、英国の保証有限責任会社(private English company limited by guarantee)である KPMG インターナショナル(KPMG International Limited)に加盟しています。

KPMG の各メンバーファームは、法律上独立した別の組織体です。

II.社員の概況

1. 社員の数

	公認会計士	特定社員	合計
人 数	530 人 〔32〕	36 人 〔3〕	566 人 〔35〕

(注)〔 〕書は、代表社員数で内数である。

2. 重要な事項に関する意思決定を行う合議体の構成

当監査法人の経営に関する意思決定機関は以下の通りです。

合議体の名称	合議体の目的	合議体の構成		
		公認 会計士	特定 社員	計
経営評議会	法人経営上の重要な意思決定に関与すること等を通じて経営を監督する	5 人	0 人	5 人
専務理事会	経営に関する意思決定を行う	10 人	0 人	10 人

Ⅲ. 事務所の概況

(人)

事務所名	所在地	当該事務所に勤務する者の数						計
		社員数		使用人数				
		公認 会計士	特定 社員	公認 会計士	公認 会計士 試験合 格者等	監査補 助職員	その 他 の 事務 職員	
(主) 東京事務所	東京都新宿区津久戸町 1番2号 あずさセンタービル	385 [26]	34 [3]	1,725	911	1,628	680	5,363
(従) 札幌事務所	北海道札幌市中央区北 三条西二丁目2番地1 NX札幌ビル	2	0	15	11	5	2	35
(従) 仙台事務所	宮城県仙台市青葉区中 央一丁目3番1号 アエルビル	2	0	10	12	4	2	30
(従) 北陸事務所	石川県金沢市南町4番 60号 金沢大同生命ビル	5	0	16	11	8	4	44
(従) 北関東事務所	埼玉県さいたま市大宮区 桜木町一丁目10番地17 シーノ大宮サウスウイン グ	3	0	24	14	7	4	52
(従) 横浜事務所	神奈川県横浜市西区北 幸一丁目4番1号 天理ビル	4	0	29	35	7	6	81
(従) 名古屋事務所	愛知県名古屋市中村区 名駅三丁目28番12号 大名古屋ビルヂング	27 [1]	0	146	65	65	25	328
(従) 京都事務所	京都府京都市中京区烏 丸通四条上ル笋町691 番地 りそな京都ビル	3	0	31	16	5	1	56
(従) 大阪事務所	大阪府大阪市中央区北 浜三丁目5番29号 日本生命淀屋橋ビル	81 [5]	2	398	240	159	49	929
(従) 神戸事務所	兵庫県神戸市中央区雲 井通七丁目1番1号 神戸新聞会館ビル	5	0	31	21	6	3	66
(従) 広島事務所	広島県広島市中区紙屋 町二丁目1番22号 広島興銀ビル	10	0	40	16	11	4	81
(従) 福岡事務所	福岡県福岡市中央区天 神一丁目12番14号 紙与渡辺ビル	3	0	17	13	8	2	43
総事務所数 12カ所		530 [32]	36 [3]	2,482	1,365	1,913	782	7,108

(注)

1. 「公認会計士」の人数は、日本公認会計士協会において開業登録完了した者の人数としている。
2. 「公認会計士試験合格者等」の人数は、日本公認会計士協会において準会員として登録完了した者の人数としており、公認会計士試験合格者・会計士補を含む。
3. 「監査補助職員」には、公認会計士、公認会計士試験合格者等以外の監査保証業務に従事する職員を含めている。
4. [] 書は、代表社員数で内数である。

IV. 監査法人の組織の概要 (2024年6月30日付)



V. 財産の概況

1. 売上高の総額

(単位 百万円)

項目		会計年度	
		第 39 期 2022 年 7 月 1 日～ 2023 年 6 月 30 日	第 40 期 2023 年 7 月 1 日～ 2024 年 6 月 30 日
売上高の総額		111,734	121,367
内訳	監査証明業務	87,532	93,308
	非監査証明業務	24,202	28,058

2. 直近の二会計年度の計算書類

別添のとおりです。

3. 2. に掲げる計算書類に係る監査報告書

別添のとおりです。

4. 供託金等の額

(単位 百万円)

公認会計士法施行令第 25 条に規定する供託金の額	1,132
供託所へ供託した供託金の額(金銭及び有価証券の額)	1,200
保証委託契約の契約金額	-
有限責任監査法人責任保険契約の填補限度額 (1 事故/期間中)	-

5. 供託金の全部又は一部を代替している有限責任監査法人責任保険契約の内容

該当事項はありません。

VI. 被監査会社等(大会社等に限る。)の名称

金商法・会社法監査	660社
株式会社アーバネットコーポレーション 株式会社I-ne 愛眼株式会社 株式会社ispace 株式会社アイデミー 株式会社i-plug 株式会社アイル 株式会社アカツキ 株式会社ACCESS アサヒグループホールディングス株式会社 アジア航測株式会社 味の素株式会社 東海運株式会社 株式会社アミファ アルー株式会社 株式会社アルファ 株式会社アルペン 株式会社安藤・間 ERIホールディングス株式会社 飯野海運株式会社 伊勢化学工業株式会社 株式会社伊藤園 株式会社イトーキ イビデン株式会社 株式会社今仙電機製作所 株式会社いよぎんホールディングス 岩崎通信機株式会社 株式会社インターネットイニシアティブ 株式会社ウィルグループ ウィン・パートナーズ株式会社 株式会社内田洋行 永大産業株式会社 株式会社A&Dホロンホールディングス 株式会社エージェント・インシュアランス・グループ 株式会社SMBC信託銀行 SCSK株式会社 株式会社エヌユーエス 株式会社エターナルホスピタリティグループ NECキャピタルリユース株式会社 株式会社NSD NTT・TCリース株式会社 株式会社NTTデータグループ ENECHANGE株式会社 MS&ADインシュアランスグループホールディングス株式会社 エンカレッジ・テクノロジー株式会社 オーオイル株式会社 OATアグリオ株式会社 株式会社大垣共立銀行 大阪製鐵株式会社 株式会社オービス オカダアイオン株式会社 株式会社岡本工作機械製作所 岡谷電機産業株式会社 株式会社オリエンタルランド オリックス銀行株式会社 オルパヘルスケアホールディングス株式会社 株式会社オンデック カシオ計算機株式会社 株式会社カナミックネットワーク 株式会社カブコン カルビー株式会社 川崎設備工業株式会社 株式会社関西フードマーケット カンダホールディングス株式会社 株式会社菊池製作所 株式会社北川鉄工所 共英製鋼株式会社 協和キリン株式会社 キリンホールディングス株式会社 近鉄グループホールディングス株式会社 勤次郎株式会社 株式会社近鉄百貨店 クオリパス株式会社 クックパッド株式会社 クリエイトメディック株式会社	アイエックス・ナレッジ株式会社 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 アイザワ証券グループ株式会社 株式会社あいちフィナンシャルグループ アイビーシー株式会社 株式会社アイリックコーポレーション 青山商事株式会社 アクサ・ホールディングス・ジャパン株式会社 株式会社あさひ 株式会社朝日新聞社 株式会社あじかん 株式会社アズーム 株式会社アドウェイズ アルインコ株式会社 株式会社アルトナー アルフレッサ ホールディングス株式会社 株式会社阿波銀行 アンリツ株式会社 E・Jホールディングス株式会社 株式会社イズミ 株式会社イタミアート 伊藤ハム米久ホールディングス株式会社 稲畑産業株式会社 株式会社イボキン 今村証券株式会社 株式会社イワキ 岩谷産業株式会社 インフォコム株式会社 株式会社ウイルテック ウェルスナビ株式会社 エア・ウォーター株式会社 エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社 AGC株式会社 SRSホールディングス株式会社 株式会社エスコロー・エージェント・ジャパン エスフーズ株式会社 株式会社エスライングループ本社 株式会社エックスネット NECネットエスアイ株式会社 NC ホールディングス株式会社 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ・イントラマート NTTファイナンス株式会社 株式会社エフテック nms ホールディングス株式会社 遠州トラック株式会社 オーウエル株式会社 株式会社オーエムツーネットワーク 大阪瓦斯株式会社 大塚ホールディングス株式会社 オープングループ株式会社 株式会社オカムラ 岡谷鋼機株式会社 オリエンタル白石株式会社 オリックス株式会社 オルガノ株式会社 株式会社オロ 株式会社カーメイト 加藤産業株式会社 株式会社カネカ 株式会社CARTA HOLDINGS 川崎重工工業株式会社 川本産業株式会社 関西ペイント株式会社 株式会社かんぼ生命保険 株式会社技研製作所 キャリアリンク株式会社 株式会社紀陽銀行 極東貿易株式会社 近畿車輛株式会社 株式会社キングジム 株式会社近鉄エクスプレス クオールホールディングス株式会社 株式会社クオルテック gooodays ホールディングス株式会社 株式会社ぐるなび

金商法・会社法監査

黒崎播磨株式会社
 株式会社KSK
 株式会社ケイファーマ
 KNTーCTホールディングス株式会社
 株式会社GameWith
 ケンコーマヨネーズ株式会社
 光世証券株式会社
 株式会社弘電社
 神島化学工業株式会社
 神戸電鉄株式会社
 興和株式会社
 コージンバイオ株式会社
 Chordia Therapeutics株式会社
 コスモエネルギーホールディングス株式会社
 コニシ株式会社
 株式会社小松製作所
 株式会社Cominix
 株式会社コロナ
 株式会社コンフィデンス・インターワークス
 サイボウズ株式会社
 サカタインクス株式会社
 株式会社サガミホールディングス
 株式会社サククスパー ホールディングス
 サトーホールディングス株式会社
 サムコ株式会社
 株式会社サン・ライフホールディング
 三晃金属工業株式会社
 株式会社三社電機製作所
 santec Holdings株式会社
 サンネクスタグループ株式会社
 株式会社サンユウ
 株式会社三陽商会
 株式会社サンリツ
 株式会社CIJ
 シークス株式会社
 シェアリングテクノロジー株式会社
 JSR株式会社
 株式会社ジェイ・エム・エス
 株式会社JTOWER
 株式会社ジェノバ
 ジョリーグループ株式会社
 株式会社システナ
 株式会社資生堂
 品川リフラクティブ株式会社
 株式会社しまむら
 株式会社ジモティー
 株式会社ジャパン・ディッシュエンジニアリング
 ジャパンフーズ株式会社
 首都圏新都市鉄道株式会社
 神鋼鋼線工業株式会社
 神東塗料株式会社
 日鉄ソリューションズ株式会社
 シンフォニアテクノロジー株式会社
 スガイ化学工業株式会社
 株式会社図研
 スター・マイカ・ホールディングス株式会社
 スタンレー電気株式会社
 株式会社ストライク
 株式会社Speee
 株式会社スマートドライブ
 住信SBIネット銀行株式会社
 住友化学株式会社
 住友ゴム工業株式会社
 住友商事株式会社
 株式会社住友倉庫
 住友電設株式会社
 住友不動産株式会社
 住友三井オートサービス株式会社
 セイコーグループ株式会社
 セーファー株式会社
 積水化学工業株式会社
 ゼット株式会社
 株式会社セブン&アイ・ホールディングス
 ゼリア新薬工業株式会社
 株式会社センチュリー21・ジャパン
 双日株式会社
 相鉄ホールディングス株式会社
 株式会社ソト
 株式会社ソラスト
 第一三共株式会社
 株式会社クロップス
 京王電鉄株式会社
 K&Oエナジーグループ株式会社
 株式会社ケーズホールディングス
 ケミプロ化成株式会社
 広栄化学株式会社
 株式会社高知銀行
 合同製鐵株式会社
 株式会社神戸製鋼所
 神戸天然物化学株式会社
 株式会社コーエーテックモホールディングス
 コーセル株式会社
 コクヨ株式会社
 コニカミノルタ株式会社
 株式会社コプロ・ホールディングス
 小松マテール株式会社
 株式会社コラントッテ
 コンピューターマネージメント株式会社
 株式会社サーバーワークス
 堺化学工業株式会社
 株式会社サカタのタネ
 株式会社さくらケーシーエス
 佐藤商事株式会社
 佐島電機株式会社
 サワイグループホールディングス株式会社
 三協立山株式会社
 Sansan株式会社
 株式会社三十三フィナンシャルグループ
 参天製薬株式会社
 株式会社山王
 三洋工業株式会社
 山陽特殊製鋼株式会社
 三和油化工業株式会社
 株式会社ジー・エス・ユアサ コーポレーション
 株式会社G-7ホールディングス
 株式会社JRC
 株式会社JSH
 株式会社JMC
 JBCCホールディングス株式会社
 ジオスター株式会社
 JIG-SAW株式会社
 システムズ・デザイン株式会社
 シップヘルスケアホールディングス株式会社
 株式会社島根銀行
 株式会社清水銀行
 株式会社ジャックス
 株式会社ジャパンディスプレイ
 ジャパンマテリアル株式会社
 株式会社 商船三井
 神鋼商事株式会社
 日本製鉄株式会社
 株式会社新日本科学
 信和株式会社
 株式会社SCREENホールディングス
 スズデン株式会社
 株式会社スターフライヤー
 株式会社 ステムセル研究所
 株式会社SUBARU
 スペースシャワー-SKIYAKI ホールディングス株式会社
 住江織物株式会社
 スミダコーポレーション株式会社
 住友金属鉱山株式会社
 住友重機械工業株式会社
 住友精化株式会社
 住友電気工業株式会社
 住友ファーマ株式会社
 住友ベークライト株式会社
 住友理工株式会社
 セイノーホールディングス株式会社
 セガサミーホールディングス株式会社
 セコム株式会社
 株式会社セプターニ・ホールディングス
 株式会社セブン銀行
 株式会社ゼロ
 セントケア・ホールディング株式会社
 象印マホービン株式会社
 ソーダニッカ株式会社
 株式会社ソラコム
 第一工業製薬株式会社
 第一生命ホールディングス株式会社

金商法・会社法監査

ダイキョーニシカワ株式会社	大研医器株式会社
大幸薬品株式会社	ダイコク電機株式会社
大成建設株式会社	大成ラミック株式会社
株式会社ダイセキ	株式会社ダイセキ環境ソリューション
ダイダン株式会社	ダイト株式会社
大同工業株式会社	ガイドーグループホールディングス株式会社
ダイニック株式会社	大日本塗料株式会社
ダイビル株式会社	大平洋金属株式会社
太平洋セメント株式会社	株式会社ダイヘン
大宝運輸株式会社	大豊建設株式会社
太陽誘電株式会社	株式会社第四北越フィナンシャルグループ
大和アセットマネジメント株式会社	DAIWA CYCLE株式会社
株式会社大和証券グループ本社	田岡化学工業株式会社
株式会社タカギセイコー	高砂香料工業株式会社
高砂熱学工業株式会社	高島株式会社
株式会社高島屋	高田機工株式会社
高松機械工業株式会社	株式会社高松コンストラクショングループ
株式会社タカラトミー	株式会社タクマ
株式会社タケエイ	竹田IPホールディングス株式会社
武田薬品工業株式会社	株式会社竹中工務店
株式会社田中化学研究所	株式会社ダブルユー
知多鋼業株式会社	秩父鉄道株式会社
中央自動車工業株式会社	中外製薬株式会社
株式会社ちゅうぎんフィナンシャルグループ	株式会社中国銀行
中国電力株式会社	中部鋼鈹株式会社
中部電力株式会社	株式会社長栄
株式会社筑波銀行	株式会社ツツミ
椿本興業株式会社	株式会社坪田ラボ
株式会社ツルハホールディングス	株式会社ディ・アイ・システム
ティ・エス テック株式会社	TREホールディングス株式会社
株式会社TSIホールディングス	TDK株式会社
株式会社TBSホールディングス	株式会社TBK
株式会社帝国ホテル	帝人株式会社
株式会社ディスコ	ディップ株式会社
テクノホライゾン株式会社	テクマトリックス株式会社
株式会社デサント	株式会社デジタルフト
株式会社デジタルホールディングス	株式会社テセック
鉄建建設株式会社	株式会社テノックス
寺崎電気産業株式会社	株式会社テラスカイ
テルモ株式会社	株式会社テレビ朝日ホールディングス
テンアライド株式会社	株式会社電通グループ
株式会社電通総研	株式会社デンポイノベーション
東海カーボン株式会社	東京インキ株式会社
東京エレクトロン株式会社	東京エレクトロン デバイス株式会社
東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社	東京瓦斯株式会社
東京汽船株式会社	東京産業株式会社
東京製鐵株式会社	東京鐵鋼株式会社
東京湾横断道路株式会社	株式会社東計電算
株式会社ドウシシャ	東鉄工業株式会社
株式会社東天紅	東武鉄道株式会社
東邦アセチレン株式会社	東邦瓦斯株式会社
東北特殊鋼株式会社	TOYO TIRE 株式会社
東洋証券株式会社	東洋水産株式会社
東洋製糖グループホールディングス株式会社	東洋精糖株式会社
東陽倉庫株式会社	東洋紡株式会社
東リ株式会社	株式会社トーエネック
東ソー株式会社	特種東海製紙株式会社
戸田工業株式会社	TOPPANホールディングス株式会社
株式会社トール・日レスホールディングス	株式会社鳥羽洋行
株式会社巴川コーポレーション	ドリームベッド株式会社
トレックス・セミコンダクター株式会社	トレンドマイクロ株式会社
内海造船株式会社	株式会社NaITO
株式会社ナカボーテック	株式会社中山製鋼所
株式会社名古屋銀行	名古屋鉄道株式会社
ナトコ株式会社	ナブテスコ株式会社
奈良交通株式会社	南海辰村建設株式会社
南海電気鉄道株式会社	株式会社南都銀行
西川ゴム工業株式会社	西日本建設業保証株式会社
日亜化学工業株式会社	日亜鋼業株式会社
ニチハ株式会社	日揮ホールディングス株式会社
日工株式会社	日興アセットマネジメント株式会社
ニッコー株式会社	株式会社日新
日東工業株式会社	日東電工株式会社
日邦産業株式会社	株式会社日本アクア
日本アルコール販売株式会社	日本貨物鉄道株式会社
日本高周波鋼業株式会社	ニッコンホールディングス株式会社
日本甜菜製糖株式会社	日本特殊陶業株式会社
日本トランスシティ株式会社	日本ペイントホールディングス株式会社
日本リーテック株式会社	株式会社ニフコ
日本インシュレーション株式会社	日本空調サービス株式会社

金商法・会社法監査

日本航空株式会社	日本システムバンク株式会社
日本石油輸送株式会社	日本電気株式会社
日本電気硝子株式会社	日本電信電話株式会社
株式会社日本トリム	日本ペラー工業株式会社
日本フェルト株式会社	日本プラスト株式会社
日本山村硝子株式会社	日本郵政株式会社
株式会社ネオジャパン	ネットイヤーグループ株式会社
能美防災株式会社	株式会社ノーリツ
株式会社ノダ	株式会社ノバック
株式会社ノバレーゼ	株式会社乃村工藝社
株式会社ノリタケカンパニーリミテド	株式会社PKSHA Technology
株式会社ハイレックスコーポレーション	パウダーテック株式会社
萩原電気ホールディングス株式会社	伯東株式会社
株式会社博報堂DYホールディングス	パンフィックシステム株式会社
橋本総業ホールディングス株式会社	株式会社パスコ
株式会社はてな	パナソニックホールディングス株式会社
株式会社バルグループホールディングス	株式会社PALTAC
バルテス・ホールディングス株式会社	株式会社ハローズ
阪急阪神ホールディングス株式会社	株式会社バンダイナムコホールディングス
バンドー化学株式会社	阪和興業株式会社
株式会社ビアラ	株式会社ビーイングホールディングス
PHCホールディングス株式会社	株式会社ピーエス三菱
株式会社BeeX	BCC株式会社
東日本建設業保証株式会社	東日本旅客鉄道株式会社
株式会社光通信	久光製薬株式会社
株式会社ビジョン	日立造船株式会社
日比谷総合設備株式会社	株式会社百五銀行
平田機工株式会社	株式会社ひろぎんホールディングス
広島ガス株式会社	広島電鉄株式会社
ヒロセ電機株式会社	株式会社ファイバークラウド
株式会社ファンコミュニケーションズ	株式会社ファンデリー
株式会社フィックスターズ	株式会社FOOD & LIFE COMPANIES
株式会社フェニックスバイオ	株式会社フォーラムエンジニアリング
株式会社Photosynth	株式会社福井銀行
フクダ電子株式会社	株式会社福邦銀行
福山通運株式会社	株式会社FUJI
富士興産株式会社	富士製薬工業株式会社
不二製油グループ本社株式会社	富士石油株式会社
富士フイルムホールディングス株式会社	株式会社不動テトラ
フマキラー株式会社	株式会社プラス
フリー株式会社	株式会社ブリヂストン
フルハシEPO株式会社	株式会社ブレイド
プレス工業株式会社	株式会社ブロードリーフ
株式会社プロトコーポレーション	株式会社ブロンコビリー
フロンティア・マネジメント株式会社	平和不動産株式会社
BASE株式会社	ベステラ株式会社
ペプチドリーム株式会社	株式会社ベルセウスプロテオミクス
株式会社ベルパーク	ポーターズ株式会社
北越コーポレーション株式会社	株式会社ほくやく・竹山ホールディングス
株式会社北洋銀行	ホノカワミクロン株式会社
北海道曹達株式会社	株式会社ホテル、ニューグランド
株式会社堀場製作所	本田技研工業株式会社
株式会社ホンダファイナンス	株式会社マーキュリアホールディングス
株式会社マーケットエンタープライズ	前澤給装工業株式会社
株式会社マキタ	マックス株式会社
マツダ株式会社	マネックスグループ株式会社
マネックスファイナンス株式会社	丸一鋼管株式会社
丸大食品株式会社	丸東産業株式会社
マルハニチロ株式会社	株式会社MARUWA
萬世電機株式会社	三谷産業株式会社
株式会社三井E&S	三井海洋開発株式会社
三井金属鉱業株式会社	三井住友海上火災保険株式会社
株式会社三井住友銀行	三井住友信託銀行株式会社
三井住友トラスト・バナソニックファイナンス株式会社	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社
三井住友ファイナンス&リース株式会社	株式会社三井住友フィナンシャルグループ
三井倉庫ホールディングス株式会社	三井不動産株式会社
株式会社ミツウロコグループホールディングス	三菱鉛筆株式会社
三愛オブリー株式会社	三菱重工業株式会社
三菱倉庫株式会社	三菱電機株式会社
ミネベアミツミ株式会社	株式会社ミライト・ワン
武蔵精密工業株式会社	名港海運株式会社
株式会社メイコー	明治電機工業株式会社
明治安田生命第1回劣後ローン流動化株式会社	株式会社明電舎
名糖産業株式会社	名南M&A株式会社
株式会社メイホーホールディングス	盟和産業株式会社
株式会社メガチップス	株式会社メディバルホールディングス
株式会社モスフードサービス	株式会社モダリス
株式会社森組	森六ホールディングス株式会社
ヤーマン株式会社	八洲電機株式会社
株式会社ヤプリ	株式会社山口フィナンシャルグループ

金商法・会社法監査	株式会社ヤマダホールディングス 株式会社ゆうちょ銀行 ユニ・チャーム株式会社 ユニフォームネクスト株式会社 ユミルリンク株式会社 株式会社ヨシックスホールディングス 株式会社ライフコーポレーション 株式会社ラクス 理研ビタミン株式会社 リゾートトラスト株式会社 株式会社トリドールホールディングス レシップホールディングス株式会社 株式会社レノバ 株式会社ロイヤルホテル 若築建設株式会社	株式会社ユー・エス・エス 株式会社ユタカ技研 株式会社ユニバンス 株式会社ユビテック 株式会社ヨコオ 株式会社ライトオン ライフネット生命保険株式会社 株式会社ランディックス 理想科学工業株式会社 リックソフト株式会社 株式会社良品計画 株式会社レゾナック・ホールディングス レンゴー株式会社 ロジザード株式会社 和田興産株式会社
金商法監査	NTT都市開発リート投資法人 GLP投資法人 大和証券オフィス投資法人 日本プロジスリート投資法人 日本ビルファンド投資法人 平和不動産リート投資法人	オリックス不動産投資法人 ジャパン・ホテル・リート投資法人 日本アコモデーションファンド投資法人 日本リート投資法人 阪急阪神リート投資法人 三井不動産ロジスティクスパーク投資法人

12社

株式会社EARTHBRAIN	株式会社愛知銀行
アイベット損害保険株式会社	アクサ生命保険株式会社
アクサ損害保険株式会社	アクセンチュア株式会社
アサヒ飲料株式会社	株式会社アサヒセキュリティ
アサヒビール株式会社	株式会社アット東京
アブダビ石油株式会社	アブライドマテリアルズジャパン株式会社
アフラック生命保険株式会社	アリナミン製薬株式会社
アルテミラ株式会社	アルフレッサ株式会社
株式会社イトーヨーカ堂	株式会社伊予銀行
エーエスエムエル・ジャパン株式会社	SRDファイナンス株式会社
SFリーシング株式会社	SMFLみらいパートナーズ株式会社
SMB建材株式会社	SMBCコンシューマーファイナンス株式会社
SMBC信用保証株式会社	SMBC日興証券株式会社
NECソリューションイノベータ株式会社	NECファシリティーズ株式会社
NECプラットフォームズ株式会社	エヌエヌ生命保険株式会社
NTTアーバンソリューションズ株式会社	NTTアノードエナジー株式会社
株式会社NTT ExCパートナー	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社
エヌ・ティ・ティ・コムウェア株式会社	NTTセキュリティ株式会社
株式会社NTTデータ	株式会社NTT DATA, Inc.
株式会社NTTドコモ	株式会社NTTドコモ損害保険
株式会社NTTドコモ損害保険ホールディングス	エヌ・ティ・ティ都市開発株式会社
株式会社NTTファシリティーズ	株式会社NTTフィールドテクノ
株式会社エネット	MHIフィナンシャル株式会社
エルエヌジージャパン株式会社	大阪IR株式会社
大阪ガスケミカル株式会社	大阪ガス都市開発株式会社
大阪市高速電気軌道株式会社	大阪ガスネットワーク株式会社
大塚製薬株式会社	大塚メディカルデバイス株式会社
株式会社OPI・12	オリックス・レンテック株式会社
オリックス・クレジット株式会社	オリックス自動車株式会社
オリックス生命保険株式会社	オリックス不動産株式会社
鹿島パワー株式会社	上飯田連絡線株式会社
川崎車両株式会社	カワサキモータース株式会社
関西エアポート株式会社	株式会社北九州銀行
株式会社 QVC ジャパン	協和発酵バイオ株式会社
麒麟麦酒株式会社	近畿日本鉄道株式会社
銀泉株式会社	近鉄不動産株式会社
株式会社グリーンパワーインベストメント	グローバルファクタリング株式会社
黒田グループ株式会社	黒田電気株式会社
株式会社京王アカウンティング	ケネディクス株式会社
コインチェック株式会社	株式会社コーエーテクモゲームス
コストコ ホールセール ジャパン株式会社	コスモ石油株式会社
コスモ石油マーケティング株式会社	コベルコ建機株式会社
株式会社コベルコパワー神戸第二	コベルコフィナンシャルセンター株式会社
相模鉄道株式会社	さくら損害保険株式会社
サミー株式会社	沢井製薬株式会社
株式会社三十三銀行	三洋電機株式会社
株式会社 GSユアサ	株式会社JR東日本情報システム
株式会社JR東日本ビルディング	株式会社JR東日本マネジメントサービス
ジクシス株式会社	シティグループ証券株式会社
ジャックスリース株式会社	日鉄エンジニアリング株式会社
株式会社SCREENセミコンダクターソリューションズ	スバルファイナンス株式会社
住化ファイナンス株式会社	住友建機株式会社
住友商事グローバルメタルズ株式会社	住友精密工業株式会社
住友電工デバイス・イノベーション株式会社	住友電工ハードメタル株式会社
住友電装株式会社	西濃運輸株式会社
西武建設株式会社	株式会社整理回収機構
株式会社セガ	株式会社セキスイアカウンティングセンター
セコム損害保険株式会社	株式会社セディナオートリース
株式会社セブンCSカードサービス	株式会社セブン&アイ・フィナンシャルセンター
株式会社セブン・イレブン・ジャパン	株式会社セブン・カードサービス
株式会社セブン・フィナンシャルサービス	セントラル短資株式会社
株式会社相鉄アーバンクリエイツ	株式会社 そごう・西武
ソシエテ・ジェネラル証券株式会社	ソニー・ホンダモビリティ株式会社
第一生命保険株式会社	第一フロンティア生命保険株式会社
株式会社大京	株式会社第四北越銀行
大成有楽不動産株式会社	大成ロテック株式会社
株式会社大創産業	ダイムラー・トラック・フィナンシャルサービス・アジア株式会社
株式会社大和インターナショナル・ホールディングス	大和エナジー・インフラ株式会社
大和証券株式会社	株式会社大和ネクスト銀行
大和PIパートナーズ株式会社	株式会社高島屋友の会
中外製薬工業株式会社	中間貯蔵・環境安全事業株式会社
株式会社中京銀行	中国電力ネットワーク株式会社
中部電力パワーグリッド株式会社	中部電力ミライズ株式会社
株式会社ツルハ	株式会社ディー・エイチ・シー
ティージーグローバルトレーディング株式会社	株式会社TBSテレビ
帝人ファーマ株式会社	帝人フロンティア株式会社
株式会社電通	東海東京証券株式会社
東京エレクトロン テクノロジーソリューションズ株式会社	東京エレクトロン九州株式会社
東京エレクトロン宮城株式会社	東京ガスエンジニアリングソリューションズ株式会社
東京ガス不動産株式会社	東京ガスネットワーク株式会社

会社法監査

株式会社東京金融取引所	株式会社東京スター銀行
株式会社東京ドーム	東神開発株式会社
東武シェアードサービス株式会社	東武タワースカイツリー株式会社
東邦ガスネットワーク株式会社	東洋紡エムシー株式会社
TOPPAN株式会社	株式会社ドトールコーヒー
奈良生駒高速鉄道株式会社	新居浜LNG株式会社
西大阪高速鉄道株式会社	西日本電信電話株式会社
日医工株式会社	日揮グローバル株式会社
日商エレクトロニクス株式会社	日新電機株式会社
株式会社ニッセンホールディングス	日鉄ステンレス株式会社
日鉄鋼板株式会社	日鉄テックスエンジニアリング株式会社
日鉄物産株式会社	日伯ニオブ株式会社
日本ベーリンガーインゲルハイム株式会社	日本レコード・キーピング・ネットワーク株式会社
株式会社日本カストディ銀行	日本シンガポール石油化学株式会社
日鉄ファイナンス株式会社	株式会社日本総合研究所
株式会社日本貿易保険	日本郵政不動産株式会社
日本郵便株式会社	日本郵便輸送株式会社
ニューヨークメロン信託銀行株式会社	ネオファースト生命保険株式会社
ノバルティスファーマ株式会社	パークリス証券株式会社
株式会社ハーフ・センチュリー・モア	株式会社 博報堂
株式会社 博報堂DYメディアパートナーズ	株式会社バスマ
パナソニック株式会社	パナソニック インダストリー株式会社
パナソニック エナジー株式会社	パナソニック オートモーティブシステムズ株式会社
パナソニック オペレーションズ株式会社	パナソニック コネクト株式会社
パナソニック マーケティング ジャパン株式会社	パナソニック エコシステムズ株式会社
阪急電鉄株式会社	株式会社阪急阪神フィナンシャルサポート
阪急阪神不動産株式会社	阪神電気鉄道株式会社
株式会社バンダイ	株式会社バンダイナムコエンターテインメント
PHC株式会社	株式会社BS朝日
東日本電信電話株式会社	光通信株式会社
株式会社ビジネスパートナー	姫路天然ガス発電株式会社
株式会社ビューカード	株式会社広島銀行
広島高速交通株式会社	ファイザー株式会社
富士フイルム株式会社	富士フイルムビジネスソリューション株式会社
富士フイルムビジネスソリューションジャパン株式会社	ブリヂストンタイヤソリューションジャパン株式会社
ベーリンガーインゲルハイム製薬株式会社	北海道エアポート株式会社
マツダクレジット株式会社	マネックス証券株式会社
丸善石油化学株式会社	株式会社三井E&Sエンジニアリング
三井住友カード株式会社	三井住友海上あいおい生命保険株式会社
三井住友海上プライマリー生命保険株式会社	三井住友トラストクラブ株式会社
三井住友トラスト・ローン&ファイナンス株式会社	三井ダイレクト損害保険株式会社
三井不動産リアルティ株式会社	三井不動産レジデンシャル株式会社
三井ホーム株式会社	三菱重工航空エンジン株式会社
三菱重工サーマルシステムズ株式会社	三菱電機ビルソリューションズ株式会社
三菱電機フィナンシャルソリューションズ株式会社	三菱ふそうトラック・バス株式会社
ミツミ電機株式会社	民間航空機株式会社
明治安田損害保険株式会社	名鉄都市開発株式会社
株式会社名鉄マネジメントサービス	メディケア生命保険株式会社
株式会社メディセオ	株式会社もみじ銀行
株式会社山口銀行	株式会社ヤマダデンキ
株式会社UH Partners 2	株式会社ユーシン
Rapidus株式会社	株式会社レゾナック
渡辺バイブ株式会社	

その他の法定監査		66社
保険会社	住友生命保険相互会社	明治安田生命保険相互会社
独立行政法人	国立研究開発法人海洋研究開発機構 独立行政法人 勤労者退職金共済機構 独立行政法人 国立印刷局 国立研究開発法人産業技術総合研究所 国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構 独立行政法人 中小企業基盤整備機構 独立行政法人 日本学生支援機構 独立行政法人 日本貿易振興機構 独立行政法人 農林漁業信用基金 独立行政法人 郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構	独立行政法人環境再生保全機構 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 国立研究開発法人国立長寿医療研究センター 国立研究開発法人情報通信研究機構 独立行政法人造幣局 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 独立行政法人農畜産業振興機構 独立行政法人北方領土問題対策協会 国立研究開発法人理化学研究所 独立行政法人 労働者健康安全機構
国立大学法人等	国立大学法人愛知教育大学 国立大学法人鹿児島大学 国立大学法人京都教育大学 国立大学法人 京都大学 国立大学法人高知大学 国立大学法人東海国立大学機構 国立大学法人静岡大学 大学共同利用機関法人情報・システム研究機構 国立大学法人徳島大学 国立大学法人奈良国立大学機構 国立大学法人新潟大学 国立大学法人浜松医科大学 国立大学法人広島大学 国立大学法人 三重大学 国立大学法人宮崎大学	国立大学法人大阪教育大学 国立大学法人九州工業大学 国立大学法人京都工芸繊維大学 国立大学法人熊本大学 国立大学法人神戸大学 国立大学法人埼玉大学 大学共同利用機関法人自然科学研究機構 国立大学法人筑波大学 国立大学法人 豊橋技術科学大学 国立大学法人鳴門教育大学 大学共同利用機関法人人間文化研究機構 国立大学法人弘前大学 国立大学法人北海道大学 国立大学法人 宮城教育大学 国立大学法人和歌山大学
地方独立行政法人	愛知県公立大学法人 地方独立行政法人大阪産業技術研究所 公立大学法人岡山県立大学 地方独立行政法人神奈川県立病院機構 公立大学法人京都市立芸術大学 兵庫県公立大学法人	公立大学法人大阪 地方独立行政法人大阪府立病院機構 地方独立行政法人加古川市民病院機構 公立大学法人金沢美術工芸大学 地方独立行政法人神戸市民病院機構 公立大学法人和歌山県立医科大学
その他の任意監査		2社
	中国農業銀行東京支店	パークライフ銀行 東京支店

2024年6月期

第40期

計算書類

自 2023年7月 1日
至 2024年6月30日

有限責任 あずさ監査法人

貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	前会計年度 (2023年6月30日)	当会計年度 (2024年6月30日)	科 目	前会計年度 (2023年6月30日)	当会計年度 (2024年6月30日)
資産の部			負債の部		
流動資産	61,350	65,533	流動負債	34,173	38,794
現金及び預金	34,297	33,812	未払金	9,039	12,085
業務未収入金及び契約資産	19,291	23,859	未払費用	18,379	18,557
未収入金	3,347	3,772	未払法人税等	288	1,615
前払費用	3,205	3,138	未払消費税等	1,534	2,296
その他流動資産	1,213	985	預り金	874	454
貸倒引当金	△5	△35	賞与引当金	2,220	1,987
固定資産	23,501	23,834	その他流動負債	1,835	1,797
有形固定資産	2,726	2,886	固定負債	21,286	21,740
建物及び附属設備	1,648	1,513	有給休暇引当金	2,305	2,378
器具備品	1,074	1,369	退職給付引当金	16,295	16,414
その他有形固定資産	3	3	その他固定負債	2,685	2,947
無形固定資産	2,429	1,830	負債合計	55,460	60,534
投資その他の資産	18,345	19,116	純資産の部		
投資有価証券	1,205	1,204	社員資本	29,390	28,831
関係会社株式	487	487	資本金	3,000	3,000
その他の関係会社有価証券	445	445	出資金申込証拠金	-	10
長期貸付金	4,740	4,738	資本剰余金	1,478	1,448
敷金及び保証金	3,240	3,142	その他資本剰余金	1,478	1,448
繰延税金資産	8,088	8,436	利益剰余金	24,912	24,373
その他の投資等	143	667	その他利益剰余金	24,912	24,373
貸倒引当金	△5	△5	別途積立金	10,000	10,000
			繰越利益剰余金	14,912	14,373
			評価・換算差額等	0	1
			その他有価証券評価差額金	0	1
			純資産合計	29,391	28,832
資産合計	84,851	89,367	負債及び純資産合計	84,851	89,367

損益計算書

(単位：百万円)

科 目	前会計年度		当会計年度	
	自 2022年7月1日 至 2023年6月30日		自 2023年7月1日 至 2024年6月30日	
業務収入		111,734		121,367
業務費用				
人件費	77,778		80,898	
施設関連費用	6,037		5,114	
研修関連費用	900		1,270	
情報システム関連及び通信費	6,212		8,234	
その他業務費用	20,066	110,996	24,725	120,243
営業利益		738		1,123
営業外収益				
受取利息及び配当金	37		40	
その他営業外収益	2,046	2,083	3,447	3,488
営業外費用				
支払利息	31		33	
その他営業外費用	1,724	1,755	3,241	3,275
経常利益		1,066		1,336
税引前当期純利益		1,066		1,336
法人税、住民税及び事業税	62		1,185	
法人税等調整額	754	816	△94	1,090
当期純利益		249		246

社員資本等変動計算書

前会計年度（自 2022年7月1日 至 2023年6月30日）

（単位：百万円）

	社員資本							評価・換算差額等		純資産 合計	
	資本金	出資金 申込 証拠金	資本剰余金		利益剰余金			社員 資本 合計	その他有 価証券評 価差額金		評価・換 算差額等 合計
			その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	その他利益剰余金		利益 剰余金 合計				
					別途 積立金	繰越利益 剰余金					
当期首残高	3,000	5	1,583	1,583	10,000	14,879	24,879	29,468	0	0	29,468
当期変動額											
社員出資金の増加			255	255				255			255
社員出資金の減少			△365	△365				△365			△365
申込証拠金の振替		△5	5	5				-			-
剰余金の配当						△217	△217	△217			△217
当期純利益						249	249	249			249
社員資本以外の項目の当期変動額（純額）									0	0	0
当期変動額合計	-	△5	△105	△105	-	32	32	△77	0	0	△77
当期末残高	3,000	-	1,478	1,478	10,000	14,912	24,912	29,390	0	0	29,391

当会計年度（自 2023年7月1日 至 2024年6月30日）

（単位：百万円）

	社員資本							評価・換算差額等		純資産 合計	
	資本金	出資金 申込 証拠金	資本剰余金		利益剰余金			社員 資本 合計	その他有 価証券評 価差額金		評価・換 算差額等 合計
			その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	その他利益剰余金		利益 剰余金 合計				
					別途 積立金	繰越利益 剰余金					
当期首残高	3,000	-	1,478	1,478	10,000	14,912	24,912	29,390	0	0	29,391
会計方針の変更による累積的影響額						△572	△572	△572			△572
遡及処理後当期首残高	3,000	-	1,478	1,478	10,000	14,339	24,339	28,818	0	0	28,818
当期変動額											
社員出資金の増加			280	280				280			280
社員出資金の減少			△310	△310				△310			△310
申込証拠金の増加		10						10			10
剰余金の配当						△213	△213	△213			△213
当期純利益						246	246	246			246
社員資本以外の項目の当期変動額（純額）									0	0	0
当期変動額合計	-	10	△30	△30	-	33	33	13	0	0	13
当期末残高	3,000	10	1,448	1,448	10,000	14,373	24,373	28,831	1	1	28,832

注記表

前会計年度 自 2022年7月1日 至 2023年6月30日	当会計年度 自 2023年7月1日 至 2024年6月30日																				
<p>当法人の計算書類は、公認会計士法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて作成している。</p> <p>I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記</p> <p>1. 資産の評価基準及び評価方法</p> <p>有価証券</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">満期保有目的の債券</td> <td style="width: 50%;">償却原価法（定額法）</td> </tr> <tr> <td>関係会社株式</td> <td>移動平均法に基づく原価法</td> </tr> <tr> <td>その他の関係会社有価証券</td> <td>移動平均法に基づく原価法</td> </tr> <tr> <td>その他有価証券</td> <td></td> </tr> <tr> <td>市場価格のない株式等</td> <td>移動平均法に基づく原価法</td> </tr> </table> <p>2. 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産 定率法 ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用している。なお、耐用年数は法人税法に規定する方法と同一の基準によっている。</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法 なお、耐用年数は原則として法人税法に規定する方法と同一の基準によっているが、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっている。</p> <p>3. 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。</p> <p>(2) 賞与引当金 職員の賞与支給に備えるため、支給見込額のうち、当会計年度の支給対象期間に対応する額を計上している。</p> <p>(3) 有給休暇引当金 職員の未消化有給休暇に対応する人件費相当額を計上している。</p> <p>(4) 退職給付引当金 社員及び職員の退職給付に備えるため、当会計年度末における給付算定式基準により算出した退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当会計年度末において発生していると認められる額を計上している。なお、過去勤務費用は、その発生時の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理し、数理計算上の差異は、その発生時に一括して費用処理している。</p> <p>4. 業務収入の計上基準</p> <p>監査証明業務及び非監査証明業務は、概ね、一定の期間にわたり履行義務を充足する取引であり、かつ履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができる取引である。そのため、期末における履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積り、当該進捗度に基づき収益を一定期間にわたり認識している。</p> <p>なお、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができないが当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれる場合には、原価回収基準により収益を認識している。</p>	満期保有目的の債券	償却原価法（定額法）	関係会社株式	移動平均法に基づく原価法	その他の関係会社有価証券	移動平均法に基づく原価法	その他有価証券		市場価格のない株式等	移動平均法に基づく原価法	<p>当法人の計算書類は、公認会計士法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて作成している。</p> <p>I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記</p> <p>1. 資産の評価基準及び評価方法</p> <p>有価証券</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">満期保有目的の債券</td> <td style="width: 50%;">同左</td> </tr> <tr> <td>関係会社株式</td> <td>同左</td> </tr> <tr> <td>その他の関係会社有価証券</td> <td>同左</td> </tr> <tr> <td>その他有価証券</td> <td></td> </tr> <tr> <td>市場価格のない株式等</td> <td>同左</td> </tr> </table> <p>2. 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産 同左</p> <p>(2) 無形固定資産 同左</p> <p>3. 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 賞与引当金 同左</p> <p>(3) 有給休暇引当金 同左</p> <p>(4) 退職給付引当金 社員及び職員の退職給付に備えるため、当会計年度末における給付算定式基準により算出した退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当会計年度末において発生していると認められる額を計上している。なお、数理計算上の差異は、その発生時の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生会計年度から費用処理している。</p> <p>4. 業務収入の計上基準</p> <p style="text-align: center;">同左</p>	満期保有目的の債券	同左	関係会社株式	同左	その他の関係会社有価証券	同左	その他有価証券		市場価格のない株式等	同左
満期保有目的の債券	償却原価法（定額法）																				
関係会社株式	移動平均法に基づく原価法																				
その他の関係会社有価証券	移動平均法に基づく原価法																				
その他有価証券																					
市場価格のない株式等	移動平均法に基づく原価法																				
満期保有目的の債券	同左																				
関係会社株式	同左																				
その他の関係会社有価証券	同左																				
その他有価証券																					
市場価格のない株式等	同左																				

前会計年度 自 2022年7月1日 至 2023年6月30日	当会計年度 自 2023年7月1日 至 2024年6月30日																																												
<p>II. 会計方針の変更に関する注記</p> <p>(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用) 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしている。これによる計算書類への影響はない。</p> <p>III. 会計上の見積りに関する注記</p> <p>繰延税金資産の回収可能性 (1) 当会計年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産 8,088百万円</p> <p>(2) 見積りの内容に関する理解に資する情報 繰延税金資産の回収可能性は、将来の税金負担額を軽減する効果を有するかどうかで判断している。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動や法規制等によって影響を受ける可能性があり、実際に発生する課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌会計年度の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性がある。</p> <p>IV. 貸借対照表に関する注記</p> <p>1. 有形固定資産の減価償却累計額 5,569百万円</p> <p>2. 関係会社に対する金銭債権・債務</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">・短期金銭債権</td> <td style="text-align: right;">3,192百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">・長期金銭債権</td> <td style="text-align: right;">4,730百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">・短期金銭債務</td> <td style="text-align: right;">1,696百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">・長期金銭債務</td> <td style="text-align: right;">1,083百万円</td> </tr> </table> <p>3. 投資有価証券1,204百万円を公認会計士法第34条の33に基づき供託している。</p> <p>V. 損益計算書に関する注記</p> <p>1. 業務収入の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">・監査収入</td> <td style="text-align: right;">87,532百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">・その他収入</td> <td style="text-align: right;">24,202百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">111,734百万円</td> </tr> </table> <p>2. 関係会社との取引高</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">・業務収入</td> <td style="text-align: right;">930百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">・業務費用</td> <td style="text-align: right;">6,709百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">・受取利息及び配当金</td> <td style="text-align: right;">37百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">・その他営業外収益</td> <td style="text-align: right;">1,583百万円</td> </tr> </table>	・短期金銭債権	3,192百万円	・長期金銭債権	4,730百万円	・短期金銭債務	1,696百万円	・長期金銭債務	1,083百万円	・監査収入	87,532百万円	・その他収入	24,202百万円	計	111,734百万円	・業務収入	930百万円	・業務費用	6,709百万円	・受取利息及び配当金	37百万円	・その他営業外収益	1,583百万円	<p>II. 会計方針の変更に関する注記</p> <p>(数理計算上の差異の処理方法の変更) 退職給付会計に係る数理計算上の差異は、従来、発生年度に全額費用処理する方法によっていたが、当会計年度より発生年度の社員及び職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生した会計年度から費用処理する方法に変更している。 この変更は、社員数及び職員数の増加に伴い年金資産の運用額が大幅に増加し、また年金資産の運用環境の変化に伴い今後数理計算上の差異が大きく増減することが予想されることから、平均残存勤務期間以内の一定の年数にわたり費用処理することで、労働の対価としての退職給付の発生額をより適切に計算書類に反映させるために行うものである。 この会計方針の変更は遡及処理され、会計方針の変更の累積的影響額は当会計年度の期首の純資産の帳簿価額に反映されている。この結果、社員資本等変動計算書の利益剰余金の期首残高は572百万円減少している。 また、従来の方法に比較し、当会計年度の業務費用は2,711百万円増加し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は同額減少している。</p> <p>III. 会計上の見積りに関する注記</p> <p>繰延税金資産の回収可能性 (1) 当会計年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産 8,436百万円</p> <p>(2) 見積りの内容に関する理解に資する情報 同左</p> <p>IV. 貸借対照表に関する注記</p> <p>1. 有形固定資産の減価償却累計額 5,430百万円</p> <p>2. 関係会社に対する金銭債権・債務</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">・短期金銭債権</td> <td style="text-align: right;">3,286百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">・長期金銭債権</td> <td style="text-align: right;">4,732百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">・短期金銭債務</td> <td style="text-align: right;">1,731百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">・長期金銭債務</td> <td style="text-align: right;">1,201百万円</td> </tr> </table> <p>3. 投資有価証券1,203百万円を公認会計士法第34条の33に基づき供託している。</p> <p>V. 損益計算書に関する注記</p> <p>1. 業務収入の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">・監査収入</td> <td style="text-align: right;">93,308百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">・その他収入</td> <td style="text-align: right;">28,058百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">121,367百万円</td> </tr> </table> <p>2. 関係会社との取引高</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">・業務収入</td> <td style="text-align: right;">665百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">・業務費用</td> <td style="text-align: right;">6,591百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">・受取利息及び配当金</td> <td style="text-align: right;">39百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">・その他営業外収益</td> <td style="text-align: right;">2,511百万円</td> </tr> </table>	・短期金銭債権	3,286百万円	・長期金銭債権	4,732百万円	・短期金銭債務	1,731百万円	・長期金銭債務	1,201百万円	・監査収入	93,308百万円	・その他収入	28,058百万円	計	121,367百万円	・業務収入	665百万円	・業務費用	6,591百万円	・受取利息及び配当金	39百万円	・その他営業外収益	2,511百万円
・短期金銭債権	3,192百万円																																												
・長期金銭債権	4,730百万円																																												
・短期金銭債務	1,696百万円																																												
・長期金銭債務	1,083百万円																																												
・監査収入	87,532百万円																																												
・その他収入	24,202百万円																																												
計	111,734百万円																																												
・業務収入	930百万円																																												
・業務費用	6,709百万円																																												
・受取利息及び配当金	37百万円																																												
・その他営業外収益	1,583百万円																																												
・短期金銭債権	3,286百万円																																												
・長期金銭債権	4,732百万円																																												
・短期金銭債務	1,731百万円																																												
・長期金銭債務	1,201百万円																																												
・監査収入	93,308百万円																																												
・その他収入	28,058百万円																																												
計	121,367百万円																																												
・業務収入	665百万円																																												
・業務費用	6,591百万円																																												
・受取利息及び配当金	39百万円																																												
・その他営業外収益	2,511百万円																																												

前会計年度 自 2022年7月1日 至 2023年6月30日	当会計年度 自 2023年7月1日 至 2024年6月30日																																																								
<p>VI. 税効果会計に関する注記</p> <p>1. 繰延税金資産の発生の主な原因 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳 繰延税金資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>退職給付引当金</td><td style="text-align: right;">4,989 百万円</td></tr> <tr><td>未払費用</td><td style="text-align: right;">1,709 百万円</td></tr> <tr><td>ソフトウェア</td><td style="text-align: right;">800 百万円</td></tr> <tr><td>有給休暇引当金</td><td style="text-align: right;">705 百万円</td></tr> <tr><td>敷金及び保証金</td><td style="text-align: right;">586 百万円</td></tr> <tr><td>賞与引当金</td><td style="text-align: right;">680 百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;"><u>1,252 百万円</u></td></tr> <tr><td>繰延税金資産小計</td><td style="text-align: right;">10,724 百万円</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td style="text-align: right;"><u>2,636 百万円</u></td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td style="text-align: right;"><u>8,088 百万円</u></td></tr> </table> <p>繰延税金負債 繰延税金負債合計 <u>-百万円</u> 繰延税金資産純額 <u>8,088 百万円</u></p> <p>VII. 金融商品に関する注記</p> <p>1. 金融商品の状況に関する事項 金融商品に対する取組方針として、当法人は余裕資金が生じる場合の資金運用については安全性が高い預金としている。 業務未収入金、未収入金及び貸付金については、信用リスクにさらされている。当該リスクに関しては、内規に従い取引先ごとに期日及び残高管理を行いリスクの軽減を図っている。 満期保有目的の債券は、格付けの高い債券のみを対象としているため、信用リスクは僅少である。 未払金、未払法人税等、未払消費税等及び預り金は、1年以内の支払期日である。</p> <p>2. 金融商品の時価等に関する事項 2023年6月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりである。 (単位：百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>貸借対照表計上額</th> <th>時価</th> <th>差額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長期貸付金</td> <td style="text-align: center;">4,740</td> <td style="text-align: center;">4,740</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 現金及び預金、業務未収入金、未収入金、未払金、未払法人税等、未払消費税等、預り金については、現金であること、および短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略している。</p> <p>(注2) 市場価格のない株式等（非上場株式（貸借対照表計上額0百万円）、関係会社株式（同487百万円）、その他の関係会社有価証券（同445百万円））は、上記表には含めていない。</p> <p>(注3) 時価の算定方法 長期貸付金の時価は、元利金の合計額を同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっている。</p> <p>VIII. その他 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示している。</p>	退職給付引当金	4,989 百万円	未払費用	1,709 百万円	ソフトウェア	800 百万円	有給休暇引当金	705 百万円	敷金及び保証金	586 百万円	賞与引当金	680 百万円	その他	<u>1,252 百万円</u>	繰延税金資産小計	10,724 百万円	評価性引当額	<u>2,636 百万円</u>	繰延税金資産合計	<u>8,088 百万円</u>		貸借対照表計上額	時価	差額	長期貸付金	4,740	4,740	-	<p>VI. 税効果会計に関する注記</p> <p>1. 繰延税金資産の発生の主な原因 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳 繰延税金資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>退職給付引当金</td><td style="text-align: right;">5,026 百万円</td></tr> <tr><td>未払費用</td><td style="text-align: right;">1,799 百万円</td></tr> <tr><td>ソフトウェア</td><td style="text-align: right;">922 百万円</td></tr> <tr><td>有給休暇引当金</td><td style="text-align: right;">728 百万円</td></tr> <tr><td>敷金及び保証金</td><td style="text-align: right;">619 百万円</td></tr> <tr><td>賞与引当金</td><td style="text-align: right;">608 百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;"><u>1,464 百万円</u></td></tr> <tr><td>繰延税金資産小計</td><td style="text-align: right;">11,169 百万円</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td style="text-align: right;"><u>2,732 百万円</u></td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td style="text-align: right;"><u>8,436 百万円</u></td></tr> </table> <p>繰延税金負債 繰延税金負債合計 <u>-百万円</u> 繰延税金資産純額 <u>8,436 百万円</u></p> <p>VII. 金融商品に関する注記</p> <p>1. 金融商品の状況に関する事項 同左</p> <p>2. 金融商品の時価等に関する事項 2024年6月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりである。 (単位：百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>貸借対照表計上額</th> <th>時価</th> <th>差額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長期貸付金</td> <td style="text-align: center;">4,738</td> <td style="text-align: center;">4,738</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 現金及び預金、業務未収入金、未収入金、未払金、未払法人税等、未払消費税等、預り金については、現金であること、および短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略している。</p> <p>(注2) 市場価格のない株式等（非上場株式（貸借対照表計上額0百万円）、関係会社株式（同487百万円）、その他の関係会社有価証券（同445百万円））は、上記表には含めていない。</p> <p>(注3) 時価の算定方法 長期貸付金の時価は、元利金の合計額を同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっている。</p> <p>VIII. その他 同左</p>	退職給付引当金	5,026 百万円	未払費用	1,799 百万円	ソフトウェア	922 百万円	有給休暇引当金	728 百万円	敷金及び保証金	619 百万円	賞与引当金	608 百万円	その他	<u>1,464 百万円</u>	繰延税金資産小計	11,169 百万円	評価性引当額	<u>2,732 百万円</u>	繰延税金資産合計	<u>8,436 百万円</u>		貸借対照表計上額	時価	差額	長期貸付金	4,738	4,738	-
退職給付引当金	4,989 百万円																																																								
未払費用	1,709 百万円																																																								
ソフトウェア	800 百万円																																																								
有給休暇引当金	705 百万円																																																								
敷金及び保証金	586 百万円																																																								
賞与引当金	680 百万円																																																								
その他	<u>1,252 百万円</u>																																																								
繰延税金資産小計	10,724 百万円																																																								
評価性引当額	<u>2,636 百万円</u>																																																								
繰延税金資産合計	<u>8,088 百万円</u>																																																								
	貸借対照表計上額	時価	差額																																																						
長期貸付金	4,740	4,740	-																																																						
退職給付引当金	5,026 百万円																																																								
未払費用	1,799 百万円																																																								
ソフトウェア	922 百万円																																																								
有給休暇引当金	728 百万円																																																								
敷金及び保証金	619 百万円																																																								
賞与引当金	608 百万円																																																								
その他	<u>1,464 百万円</u>																																																								
繰延税金資産小計	11,169 百万円																																																								
評価性引当額	<u>2,732 百万円</u>																																																								
繰延税金資産合計	<u>8,436 百万円</u>																																																								
	貸借対照表計上額	時価	差額																																																						
長期貸付金	4,738	4,738	-																																																						

附属明細書

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細

前会計年度（自 2022年7月1日 至 2023年6月30日）

（単位：百万円）

区分	資産の種類	期首 帳簿価額	期中 増加額	期中 減少額	当期 償却額	期末 帳簿価額	償却 累計額	期末 取得価額
有形 固定 資産	建物及び附属設備	1,326	548	5	221	1,648	2,901	4,550
	器具備品	828	696	32	418	1,074	2,668	3,742
	その他有形固定資産	142	-	139	-	3	-	3
	計	2,297	1,245	176	640	2,726	5,569	8,296
無形固定資産		2,227	845	132	511	2,429		

（注1）無形固定資産の増加は、主に自社利用目的のソフトウェア開発によるものである。

当会計年度（自 2023年7月1日 至 2024年6月30日）

（単位：百万円）

区分	資産の種類	期首 帳簿価額	期中 増加額	期中 減少額	当期 償却額	期末 帳簿価額	償却 累計額	期末 取得価額
有形 固定 資産	建物及び附属設備	1,648	120	52	201	1,513	2,959	4,473
	器具備品	1,074	688	7	386	1,369	2,471	3,840
	その他有形固定資産	3	-	-	-	3	-	3
	計	2,726	809	60	588	2,886	5,430	8,317
無形固定資産		2,429	418	300	716	1,830		

（注1）器具備品の増加は、主に情報通信機器の増設及びオフィスの改修に伴う取得である。

（注2）無形固定資産の増加は、主に自社利用目的のソフトウェア開発によるものである。

2. 引当金の明細

前会計年度（自 2022年7月1日 至 2023年6月30日）

（単位：百万円）

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
貸倒引当金（注1）	43	10	31	11	10
賞与引当金	2,123	2,220	2,123	-	2,220
有給休暇引当金	2,238	2,305	2,238	-	2,305
退職給付引当金	16,741	2,644	3,090	-	16,295

（注1）貸倒引当金の当期減少額・その他欄の金額は、債権回収及び一般債権の貸倒実績率による洗替額である。

当会計年度（自 2023年7月1日 至 2024年6月30日）

（単位：百万円）

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
貸倒引当金（注1）	10	35	-	5	40
賞与引当金	2,220	1,987	2,220	-	1,987
有給休暇引当金	2,305	2,378	2,305	-	2,378
退職給付引当金（注2）	17,121	2,174	2,881	-	16,414

（注1）貸倒引当金の当期減少額・その他欄の金額は、債権回収及び一般債権の貸倒実績率による洗替額である。

（注2）退職給付引当金の期首残高の金額には、会計方針の変更による累積的影響額825百万円が含まれている。

3. 業務費用の明細

(単位：百万円)

内 訳	前会計年度		当会計年度	
	自 2022年7月1日 至 2023年6月30日		自 2023年7月1日 至 2024年6月30日	
人件費				
報酬給与	47,473		51,949	
賞与	17,499		17,345	
賞与引当金繰入額	2,220		1,987	
退職給付費用	2,644		2,131	
法定福利費	8,300		8,576	
福利厚生費	549		644	
出向者負担金受入額	△2,746		△3,273	
その他人件費	1,837	77,778	1,536	80,898
施設関連費用				
施設賃借料	4,434		4,369	
減価償却費	348		308	
その他施設関連費用	1,254	6,037	437	5,114
研修関連費用				
研修費	576		938	
その他研修関連費用	323	900	331	1,270
情報システム関連及び通信費				
情報システム関連費用	5,279		7,210	
通信費	498		472	
減価償却費	434	6,212	550	8,234
その他業務費用				
業務委託費	7,838		9,548	
グローバル加盟料	4,056		4,462	
旅費交通費	1,843		3,737	
諸会費	1,264		1,312	
租税公課	1,043		1,086	
間接業務委託費	1,077		1,020	
職業賠償保険料	849		974	
貸倒引当金繰入額	△2		29	
その他経費	2,096	20,066	2,552	24,725
合計		110,996		120,243

独立監査人の監査報告書

2023年8月21日

有限責任 あずさ監査法人
理事長 山田 裕行 殿

三 優 監 査 法 人

東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 齋藤 浩史
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 森田 聡
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 井形 敦昌
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、公認会計士法第34条の32の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の2022年7月1日から2023年6月30日までの第39期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、社員資本等変動計算書、注記表及び附属明細書について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類に係る会計年度の財政状態及び経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、有限責任 あずさ監査法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、業務報告書並びに業務及び財産の状況に関する説明書類である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における職務執行者の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、公認会計士法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、公認会計士法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における職務執行者の職務の執行を監視することにある。

計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類の注記事項が適切でない場合は、計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類の表示及び注記事項が、公認会計士法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類の表示、構成及び内容、並びに計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

有限責任 あずさ監査法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2024年8月21日

有限責任 あずさ監査法人
理事長 山田 裕行 殿

三 優 監 査 法 人

東京事務所

指 定 社 員 公 認 会 計 士 齋 藤 浩 史
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 井 形 敦 昌
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、公認会計士法第34条の32の規定に基づき、有限責任あずさ監査法人の2023年7月1日から2024年6月30日までの第40期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、社員資本等変動計算書、注記表及び附属明細書について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類が、公認会計士法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類に係る会計年度の財政状態及び経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、有限責任あずさ監査法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、業務及び財産の状況に関する説明書類に含まれる情報のうち計算書類及び監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における職務執行者の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、公認会計士法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における職務執行者の職務の執行を監視することにある。

計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続法人を前提として計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続法人の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続法人の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類の注記事項が適切でない場合は、計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続法人として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類の表示及び注記事項が、公認会計士法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類の表示、構成及び内容、並びに計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

有限責任 あずさ監査法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上